

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月2日
【計算期間】	第12期（自 平成22年12月8日 至 平成23年6月7日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け） ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ向け）を「Ａコース」または「ゴールドマン・サックス世界債券ＡＳＭＡ」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）を「Ｂコース」または「ゴールドマン・サックス世界債券ＢＳＭＡ」といいます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	<Aコース> あり (部分ヘッジ) <Bコース> なし	日経225 T O P I X その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型?絶 対収益追求型 その他 ()

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジあり（部分ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

本ファンドは、セパレトリー・マネージド・アカウント（以下「ＳＭＡ」といいます。）に係る契約*に基づいて、ＳＭＡ取引口座の資金を運用するためのファンドです。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また、必要に応じて各々のマザーを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

< ファンドのポイント >

1. 主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う（為替リスクを低減する）コース（Aコース）、為替ヘッジを行わないコース（Bコース）があります。
3. JPMorgan Government Bond Index (Global) をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。

Aコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

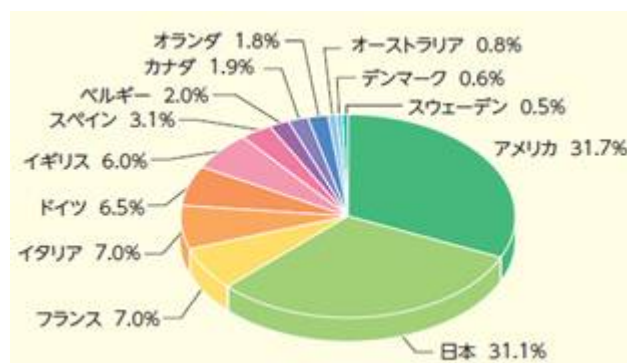
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」および「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

< ファンドのベンチマーク >

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することを目指します。

■ ベンチマークの国別構成比（2011年6月末現在）



Aコース

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジベース)

Bコース

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

< なぜ世界債券投資なのでしょう？ >

■ 各資産クラスに投資した場合の値動きの推移



債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間：1984年12月末～2011年6月末

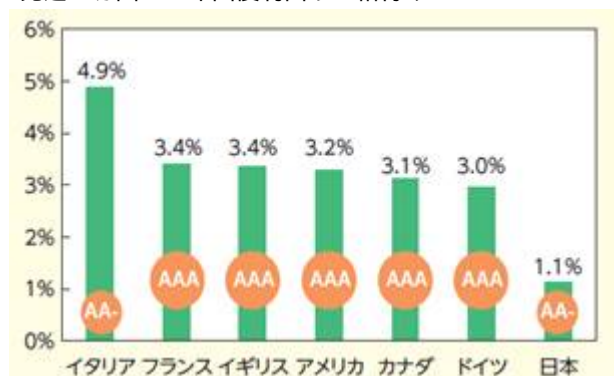
出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

世界株式はMSCIワールド・インデックス（100%円ヘッジ）、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）、円短期金融商品は1ヵ月円LIBORをそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

■ 先進7カ国の10年国債利回りと格付け



現在の日本国債は、先進7カ国中、最も低い金利水準にあります。

2011年6月末現在

出所：ブルームバーグ、スタンダード・アンド・プアーズ（格付けは自国通貨建て長期債務）

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

< Aコース（限定為替ヘッジ）の特徴 >

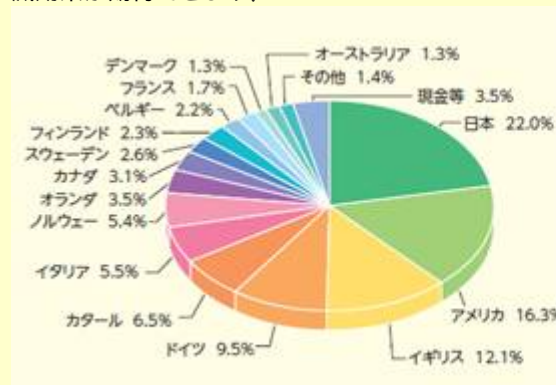
- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスクの低減：為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます。^{*1}
- ・ 国内債に近い性質：為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト）^{*2}がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

*1 Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

*2 ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

■ Aコースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。



上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

（2011年6月末現在）

■ 世界債券の値動きの推移と円ドル相場

ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減するため、比較的日本債券に近い動きになっています。



期間：1984年12月～2011年6月

出所：ブルームバーグ、JPモルガン

世界債券（100%円ヘッジ）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（日本）

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果は異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

■ 個別の国内債投資との比較

	Aコース	日本国債 ^{*2}
投資元本の変動性	あり	あり ^{*3}
分配金（クーポン）の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	国別分散、銘柄分散	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AA-格 ^{*4}
為替リスク	低減 ^{*1}	なし

*1 Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

*2 固定利付債の場合。

*3 満期まで保有すれば元金が戻ります。（債務不履行に陥らなかった場合）

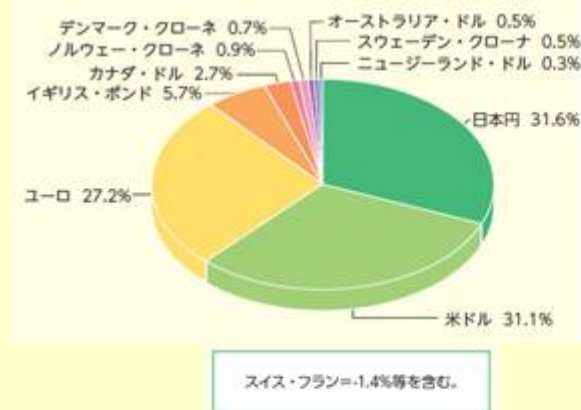
*4 出所：スタンダード・アンド・プアーズ（2011年6月末現在）

< Bコース（為替ヘッジなし）の特徴 >

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスク：為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- ・ 海外の好金利：海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。
- ・ 世界の通貨への分散投資：為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

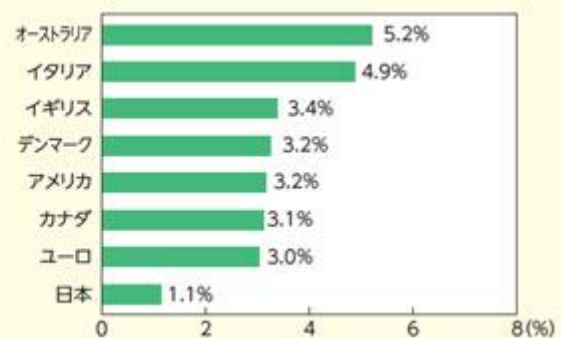
■ Bコースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。



■ 各国の10年国債利回り

海外金利は国内金利を上回っています。



2011年6月末現在

出所：ブルームバーグ

ユーロの金利については、ドイツ10年国債を使用

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

上記はマザーファンドの数値です。

（2011年6月末現在）

■ 個別の外国債投資との比較

	Bコース	米国債* ¹
投資元本の変動性	あり	あり* ²
分配金（クーポン）の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	地域、銘柄、通貨	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AAA格* ³
為替リスク	あり	あり

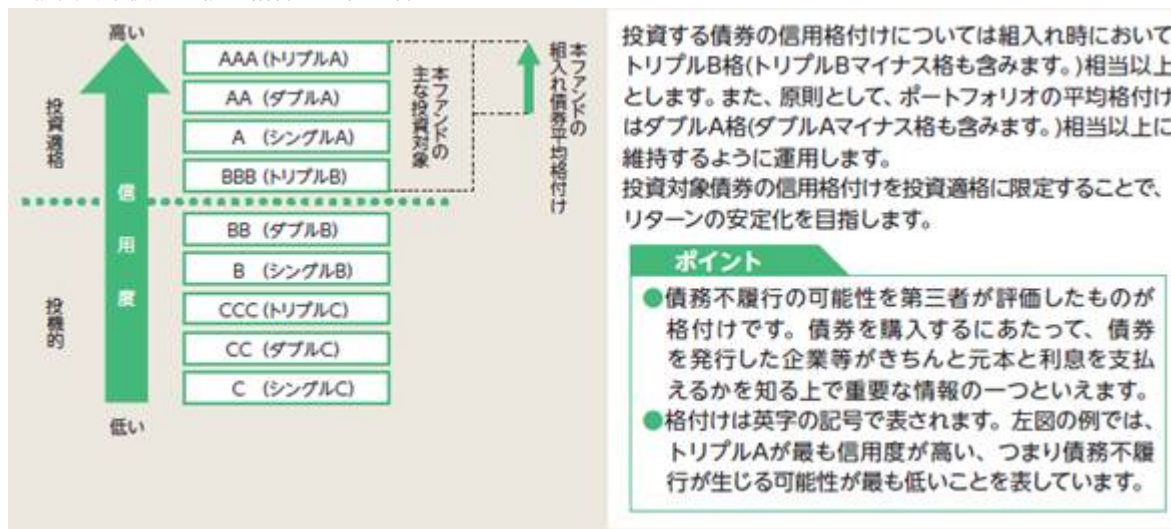
*1 固定利付債の場合

*2 満期まで保有すれば元金が戻ります。（債務不履行に陥らなかった場合）

*3 出所：スタンダード・アンド・プアーズ（2011年6月末現在）

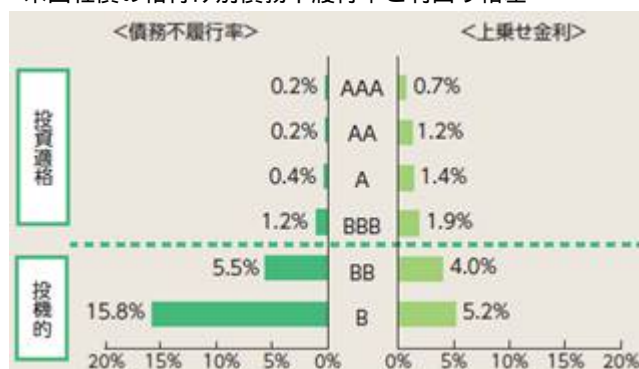
< 高格付け債券への投資 >

■ 投資対象債券の信用格付けの位置付け



格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

■ 米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差



上記は過去の実績であり、将来の債務履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

社債市場では、信用力の低い（格付けが低い）銘柄は、債務不履行の可能性が大きい分、その見返りとして国債に対する上乗せ金利が高くなっています。

< 債務不履行率 >

期間：1981年～2010年

出所：スタンダード・アンド・プアーズ

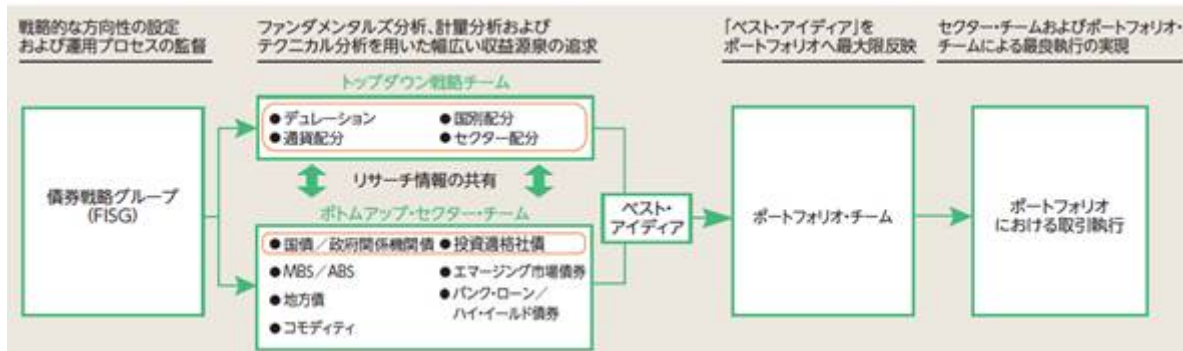
1981年～2010年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。（2010年12月末現在）

< 上乗せ金利 >

2011年6月末現在 出所：パークレイズ・キャピタル

< ファンドの運用 >

本ファンドの運用は、G S A M ロンドンおよびG S A M ニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。なお、本ファンドにおいて債券はG S A M ロンドンおよびG S A M ニューヨークが運用を担当しており、通貨についてはG S A M ロンドンが主に運用を担当しております。両社は全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、事実上一つのチームとして運用を行っています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

本ファンドでは、ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることによって、リターンの向上を目指します。



※上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

（２）【ファンドの沿革】

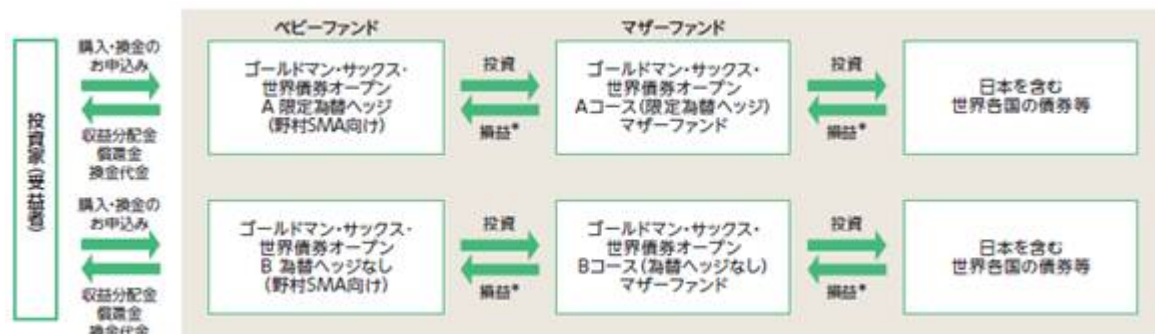
本ファンドの信託設定日は2005年9月30日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c．受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

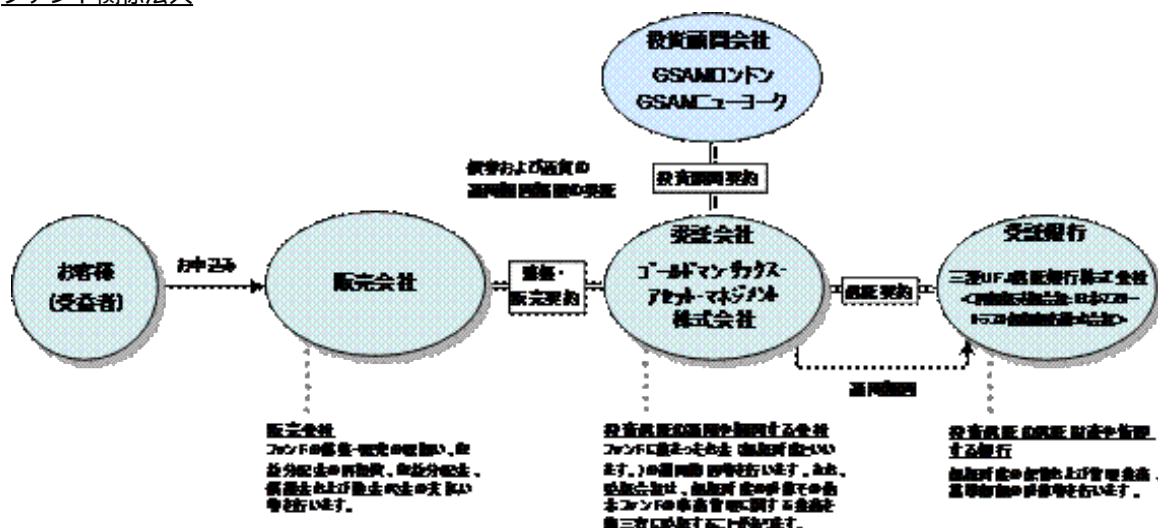
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



＜ご参考＞ ゴールドマン・サックスの資産運用グループの概要

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2010年12月末現在、グループ全体で7,171億米ドル（約58.4兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*} 米ドルの円貨換算は便宜上、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1米ドル＝81.49円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- ・ Aコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ Aコースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

^{*} 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

- ・ マザーファンドは日本を含む世界各国の高格付けの債券を中心に分散投資することにより、リターン の安定化を目指します。投資する債券を組入れ時においてトリプルB格（トリプルB マイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルA マイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上とし、信用リスクを抑えた運用を目指します。
- ・ 投資する債券について行う国別配分、銘柄選択、長短金利差戦略等のアクティブ運用により、超過リターンの向上を目指します。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドのベンチマークとして、JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドのベンチマークとして、JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）を使用します。
- ・ 債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い、超過リターンの向上を目指します。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国 ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めに基づく当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

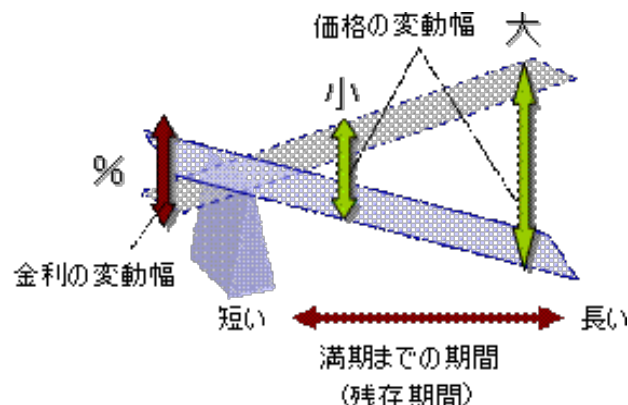
d. 運用手法

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

■デュレーション/イールドカーブ戦略

デュレーション調整

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは：

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です、必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

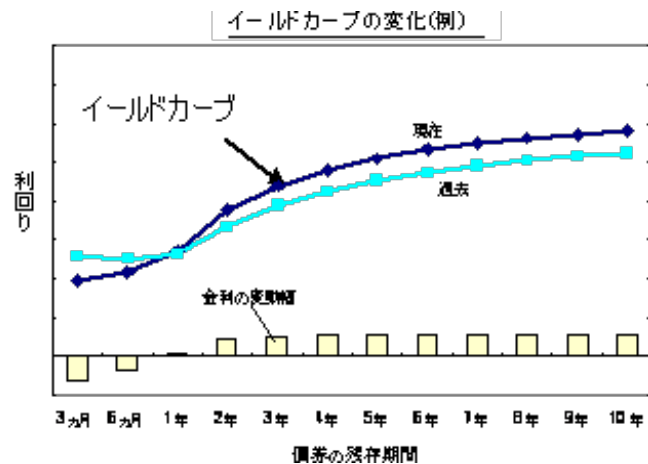
イールドカーブとは：

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。



■ 国別配分戦略

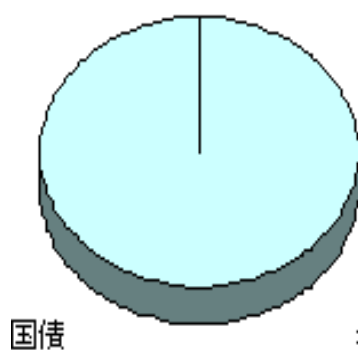
債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

■ セクター配分戦略

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

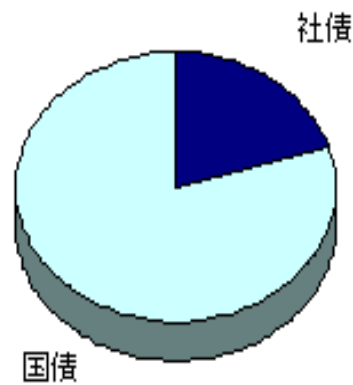
例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

ベンチマークの配分(例)



社債に対して強気見通しのとき(例)

社債の組入れを増やす



■ 個別銘柄選択戦略

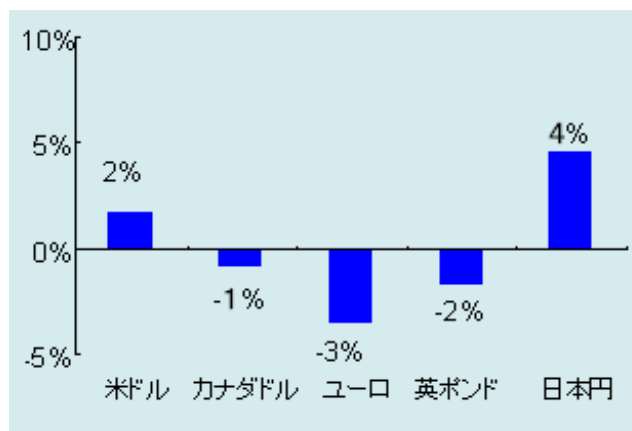
株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

■通貨配分戦略

各国通貨の運用からも収益をあげる運用を目指します。

Aコースの場合、円に対するヘッジ比率を100%近くで維持しながら、上昇すると思われる通貨を買い、下落すると思われる通貨を売る（アクティブ通貨ポジションの構築）ことで、超過収益の獲得を目指します。

Aコース（限定為替ヘッジ）のアクティブ為替ポジション

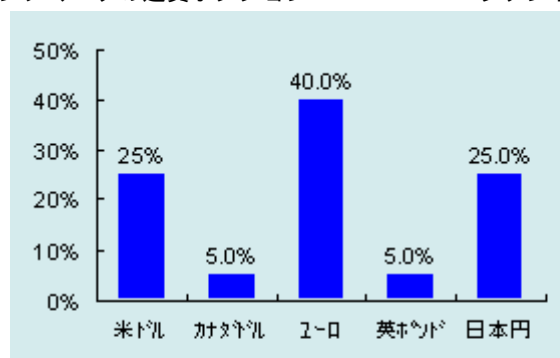


左の例では、米ドル、日本円を買い、カナダドル、ユーロ、英ポンドを売っています。

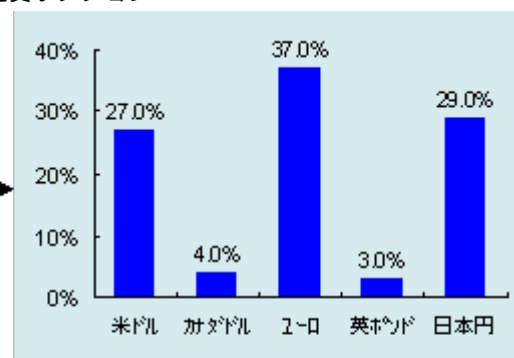
この場合、米ドル、日本円が相対的に上昇したり、カナダドル、ユーロ、英ポンドが相対的に下落した場合には、超過収益が得られることになります。

Bコースの場合、為替ヘッジなしを基本としつつ、アクティブ通貨ポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

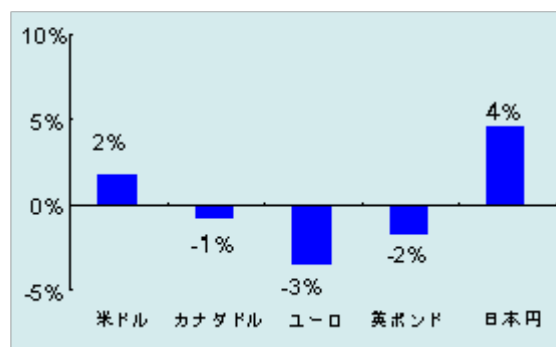
Bコース（為替ヘッジなし）のベンチマークの通貨ポジション



Bコース（為替ヘッジなし）のファンド全体の通貨ポジション



通貨配分戦略による通貨ポジション



- ・ 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、運用成果を予測または保証するものではありません。
- ・ Aコースは為替ヘッジを行いますが、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。
- ・ Aコースは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。また、対円でのヘッジ比率が100%に維持されていても、外貨間の売買ポジションを保有していた場合には、当該通貨の変動による影響を受けます。したがって、一定の為替リスクを伴います。
- ・ Bコースはベンチマークの基本通貨配分に加え、通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、ベンチマークに比して為替リスクが大きくなる場合があります。

- ・ 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

（２）【投資対象】**（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）**

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ト．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第18条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A MロンドンおよびG S A Mニューヨークを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

６．コマーシャル・ペーパー

７．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

11．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

15．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16．抵当証券(金融商品取引法第2条第１項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第１号の証券または証書および第８号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券または証書および第８号の証券のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第９号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（c）有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（d）その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの

指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドの運用は、G S A M ロンドンおよびG S A M ニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。なお、本ファンドにおいて債券はG S A M ロンドンおよびG S A M ニューヨークが運用を担当しており、通貨についてはG S A M ロンドンが主に運用を担当しております。両社は全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、事実上一つのチームとして運用を行っています。

また、運用チームとは独立した「マーケット・リスク管理専任部門」がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年６月７日および１２月７日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で全額再投資されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- １．外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ２．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ３．同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ４．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ５．投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ６．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ７．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

^{*}「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限**１．投資する株式等の範囲（信託約款第23条）**

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

２．信用取引の指図および範囲（信託約款第25条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

３．公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第26条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第27条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

５．先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引な

らびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引

6．スワップ取引の運用指図（信託約款第29条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第30条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第32条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

- （ ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

- （ ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第34条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの

期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクや留意点を網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

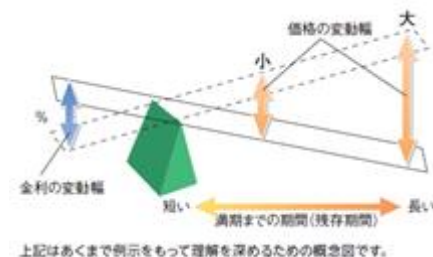
投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

<金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ>



2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3．為替リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上を目指し、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

<過去の為替相場の推移>



期間：1999年1月～2011年6月

出所：ブルームバーグ

4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適

切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、BコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

本ファンドは、AコースおよびBコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合等には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て繰上償還されることがあります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、当該各コースについて、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立した「マーケット・リスク管理専任部門」がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.63%（税抜0.60%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.5250%（税込）	純資産総額に対し 年率0.0525%（税込）	純資産総額に対し 年率0.0525%（税込）

なお、委託会社の報酬には、G S A M ロンドンおよびG S A M ニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2013年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2014年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りま

す。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%（所得税7%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2013年12月31日までの間は7%（所得税7%）の税率が適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

（2011年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	1,804,824,513	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	773,382	0.04
合計（純資産総額）	—	1,804,051,131	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

（2011年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	5,300,773,883	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,256,033	0.04
合計（純資産総額）	—	5,298,517,850	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2011年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	6,092,083,702	20.83
	アメリカ	1,669,643,849	5.71
	カナダ	489,621,291	1.67
	ドイツ	2,029,470,252	6.94
	イタリア	1,557,689,318	5.33
	フランス	36,072,013	0.12
	イギリス	2,064,054,105	7.06
	オランダ	129,254,600	0.44
	スペイン	85,259,870	0.29
	ベルギー	630,013,079	2.15
	スウェーデン	142,902,000	0.49
	フィンランド	684,941,316	2.34
	デンマーク	202,352,256	0.69
	アイルランド	718,682	0.00
	小 計	15,814,076,333	54.06
特殊債券	日本	221,503,800	0.76
	アメリカ	293,704,564	1.00
	ドイツ	378,920,328	1.30
	フランス	365,076,293	1.25
	オランダ	104,174,476	0.36
	スウェーデン	112,759,558	0.39
	ノルウェー	122,782,660	0.42
	デンマーク	89,557,825	0.31
	国際機関	1,903,287,826	6.51
	小 計	3,591,767,330	12.28
社債券	日本	115,308,661	0.39
	アメリカ	2,799,990,714	9.57
	カナダ	404,420,294	1.38
	ドイツ	360,493,111	1.23
	イタリア	41,643,399	0.14
	フランス	81,792,089	0.28
	オーストラリア	380,284,645	1.30
	イギリス	1,478,240,458	5.05
	スイス	226,833,054	0.78
	オランダ	779,387,459	2.66
	スウェーデン	516,588,837	1.77
	ノルウェー	1,445,078,855	4.94
	ルクセンブルク	90,036,165	0.31
	デンマーク	93,692,593	0.32
	小 計	8,813,790,334	30.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,030,658,702	3.52
合計（純資産総額）	—	29,250,292,699	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

（2011年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	20,715,587,087	23.25
	アメリカ	3,153,449,163	3.54
	カナダ	1,678,945,340	1.88
	ドイツ	4,497,484,113	5.05
	イタリア	6,139,679,984	6.89
	フランス	108,216,039	0.12
	イギリス	5,391,955,846	6.05
	オランダ	1,234,957,321	1.39
	スペイン	281,580,660	0.32
	ベルギー	2,096,141,144	2.35
	スウェーデン	867,896,711	0.97
	フィンランド	2,143,309,454	2.41
	デンマーク	860,281,176	0.97
	アイルランド	3,593,414	0.00
	小 計	49,173,077,452	55.20
特殊債券	日本	527,390,000	0.59
	アメリカ	1,206,783,375	1.35
	ドイツ	267,839,134	0.30
	フランス	1,101,017,041	1.24
	オランダ	352,590,535	0.40
	スウェーデン	377,953,335	0.42
	ノルウェー	458,106,340	0.51
	デンマーク	341,948,061	0.38
	国際機関	6,071,193,463	6.82
	小 計	10,704,821,284	12.02
社債券	日本	415,934,813	0.47
	アメリカ	8,149,020,470	9.15
	カナダ	416,902,999	0.47
	ドイツ	1,186,047,980	1.33
	イタリア	124,930,199	0.14
	フランス	315,483,773	0.35
	オーストラリア	1,064,451,715	1.19
	イギリス	4,972,732,479	5.58
	スイス	843,736,785	0.95
	オランダ	2,661,820,203	2.99
	スウェーデン	1,853,221,202	2.08
	ノルウェー	3,923,422,116	4.40
	ルクセンブルク	267,880,575	0.30
	デンマーク	316,212,504	0.35
	小 計	26,511,797,813	29.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,695,991,456	3.03
合計（純資産総額）	—	89,085,688,005	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ向け）>

【投資有価証券の主要銘柄】

（２０１１年６月３０日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンＡコース（限定為 替ヘッジ）マザーファンド	1,400,500,127	1.2930	1,810,858,989	1.2887	1,804,824,513	100.04

種類別及び業種別投資比率

（２０１１年６月３０日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】（２０１１年６月３０日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】（２０１１年６月３０日現在）

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）>

投資有価証券の主要銘柄

（２０１１年６月３０日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンＢコース（為替 ヘッジなし）マザーファンド	3,599,357,563	1.4755	5,310,852,085	1.4727	5,300,773,883	100.04

種類別及び業種別投資比率

（２０１１年６月３０日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（２０１１年６月３０日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（２０１１年６月３０日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（2011年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第87回利付国債 (5年)	1,050,000,000	100.75	1,057,885,500	100.71	1,057,549,500	0.5	2014/12/20	3.62
2	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	790,000,000	105.13	830,550,700	105.62	834,405,900	1.9	2024/3/20	2.85
3	日本	国債証券	第88回利付国債 (5年)	750,000,000	100.68	755,145,000	100.67	755,077,500	0.5	2015/3/20	2.58
4	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.875%	6,100,000	11,689.84	713,080,362	11,683.18	712,674,109	2.875	2016/7/15	2.44
5	国際機関	特殊債券	EUROPEAN UNION 2.75%	5,100,000	11,650.11	594,155,936	11,648.94	594,096,348	2.75	2016/6/3	2.03
6	日本	国債証券	第67回利付国債 (5年)	565,000,000	101.47	573,333,750	101.41	572,989,100	1.3	2012/9/20	1.96
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.375%	7,000,000	8,083.41	565,838,980	8,083.09	565,816,387	0.375	2012/8/31	1.93
8	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	3,460,000	15,268.65	528,295,331	15,249.37	527,628,291	6.25	2024/1/4	1.80
9	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	4,510,000	11,722.41	528,680,798	11,532.10	520,098,070	4.75	2021/9/1	1.78
10	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	490,000,000	104.90	514,039,400	105.68	517,851,600	2.1	2027/6/20	1.77
11	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	3,550,000	13,561.88	481,446,747	13,468.43	478,129,571	4	2022/3/7	1.63
12	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	3,325,000	14,140.09	470,158,113	13,777.18	458,091,520	4.75	2040/7/4	1.57
13	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000	12,063.26	443,928,065	12,078.91	444,504,226	3.125	2014/9/15	1.52
14	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.75%	2,900,000	13,473.62	390,735,264	13,410.03	388,891,090	3.75	2020/9/7	1.33
15	イタリア	国債証券	BTPS 5%	3,310,000	11,817.89	391,172,444	11,553.72	382,428,244	5	2025/3/1	1.31
16	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 3.625%	3,000,000	11,784.94	353,548,492	11,729.91	351,897,543	3.625	2021/1/15	1.20
17	ノルウェー	社債券	DNB NOR BOLIGKRE 2.9%	4,000,000	8,212.66	328,506,516	8,190.17	327,607,183	2.9	2016/3/29	1.12
18	イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.25%	2,410,000	13,564.73	326,910,122	13,533.32	326,153,219	5.25	2012/6/7	1.12
19	日本	国債証券	第287回利付国債 (10年)	300,000,000	107.87	323,625,000	107.91	323,739,000	1.9	2017/6/20	1.11
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	3,800,000	8,106.82	308,059,379	8,100.60	307,823,175	0.625	2013/4/30	1.05
21	ドイツ	特殊債券	KFW 2.125%	2,600,000	11,665.30	303,297,945	11,686.33	303,844,756	2.125	2014/4/11	1.04
22	ベルギー	国債証券	BELGIAN 3.5%	2,500,000	11,570.19	289,254,946	11,554.89	288,872,295	3.5	2017/6/28	0.99
23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.625%	1,940,000	14,699.17	285,163,956	14,592.73	283,098,996	5.625	2028/1/4	0.97
24	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,850,000	14,741.23	272,712,855	14,579.87	269,727,768	5.5	2031/1/4	0.92
25	日本	国債証券	第118回利付国債 (20年)	250,000,000	101.46	253,670,000	102.17	255,442,500	2	2030/6/20	0.87
26	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000	8,486.16	246,098,821	8,475.91	245,801,405	2.5	2015/6/1	0.84
27	ドイツ	社債券	FMS WERTMANAGEMENT 2.75%	2,100,000	11,602.21	243,646,452	11,642.75	244,497,865	2.75	2016/6/3	0.84
28	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8%	1,850,000	13,153.94	243,347,990	13,130.26	242,909,911	8	2027/6/1	0.83
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	2,990,000	8,237.68	246,306,928	8,093.99	242,010,318	4.375	2039/11/15	0.83
30	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000	12,732.75	240,649,085	12,721.53	240,437,090	4.375	2019/7/4	0.82

種類別及び業種別投資比率

（2011年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	54.06
特殊債券	12.28
社債券	30.13
合計	96.48

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（2011年6月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2011年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	1,200,000,000	日本円	1,686,840,000	1,692,480,000	1,692,480,000	5.79
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1109	買建	165	米ドル	20,401,863.53	20,269,218.75	1,636,334,029	5.59
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1109	売建	5	米ドル	1,097,031.3	1,096,796.9	88,544,413	0.30
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1109	買建	84	米ドル	10,502,625	10,379,250	837,916,852	2.86
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1109	買建	12	米ドル	1,539,375	1,517,625	122,517,866	0.42
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1109	買建	7	米ドル	843,402.21	836,500	67,530,645	0.23
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1109	売建	127	ユーロ	14,897,132.2	14,851,380	1,735,235,239	5.93
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1109	売建	73	ユーロ	9,204,207.8	9,190,700	1,073,841,388	3.67
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 1109	買建	36	ユーロ	3,864,780	3,876,480	452,927,923	1.55
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1109	売建	25	英ポンド	3,013,500	3,017,500	391,611,150	1.34
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	452	米ドル	112,621,450	112,587,550	9,089,192,911	31.07
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	4	米ドル	996,050	995,450	80,362,678	0.27
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	29	米ドル	7,216,287.5	7,211,575	582,190,449	1.99
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	8	米ドル	1,988,082	1,986,900	160,402,437	0.55
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	806	米ドル	199,987,067.25	199,797,325	16,129,638,047	55.14

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（2011年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第88回利付国債 (5年)	4,480,000,000	100.68	4,510,732,800	100.67	4,510,329,600	0.5	2015/ 3 /20	5.06
2	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.875%	18,600,000	11,689.84	2,174,310,612	11,683.18	2,173,071,874	2.875	2016/ 7 /15	2.44
3	日本	国債証券	第305回利付国債 (10年)	1,830,000,000	102.88	1,882,758,900	103.10	1,886,803,200	1.3	2019/12/20	2.12
4	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	15,705,000	11,917.68	1,871,671,644	11,897.81	1,868,552,191	4.25	2012/10/15	2.10
5	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	15,675,000	11,734.13	1,839,325,366	11,532.10	1,807,657,929	4.75	2021/ 9 / 1	2.03
6	日本	国債証券	第74回利付国債 (5年)	1,750,000,000	101.67	1,779,330,000	101.64	1,778,700,000	1	2013/ 6 /20	2.00
7	日本	国債証券	第64回利付国債 (5年)	1,600,000,000	101.40	1,622,400,000	101.32	1,621,200,000	1.5	2012/ 6 /20	1.82
8	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	1,457,000,000	106.33	1,549,315,520	106.41	1,550,510,260	1.7	2016/ 9 /20	1.74
9	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	11,500,000	13,561.88	1,559,616,225	13,468.43	1,548,870,441	4	2022/ 3 / 7	1.74
10	国際機関	特殊債券	EUROPEAN UNION 2.75%	13,200,000	11,650.11	1,537,815,364	11,648.94	1,537,661,136	2.75	2016/ 6 / 3	1.73
11	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,400,000,000	105.36	1,475,138,000	106.00	1,484,000,000	2.1	2026/12/20	1.67
12	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000	12,063.26	1,318,514,606	12,078.91	1,320,225,868	3.125	2014/ 9 /15	1.48
13	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	1,240,000,000	105.13	1,303,649,200	105.62	1,309,700,400	1.9	2024/ 3 /20	1.47
14	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000	12,781.12	1,233,378,813	12,797.48	1,234,957,321	4.5	2017/ 7 /15	1.39
15	イタリア	国債証券	BTPS 6%	9,600,000	12,618.72	1,211,397,120	12,222.63	1,173,372,710	6	2031/ 5 / 1	1.32
16	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 3.625%	9,300,000	11,784.94	1,096,000,327	11,729.91	1,090,882,385	3.625	2021/ 1 /15	1.22
17	ベルギー	国債証券	BELGIAN 3.5%	9,150,000	11,570.19	1,058,673,102	11,554.89	1,057,272,599	3.5	2017/ 6 /28	1.19
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.25%	12,100,000	8,200.87	992,306,102	8,193.85	991,456,277	1.25	2014/ 3 /15	1.11
19	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	6,370,000	15,268.65	972,613,081	15,249.37	971,385,034	6.25	2024/ 1 / 4	1.09
20	ノルウェー	社債券	DNB NOR BOLIGKRE 2.9%	11,300,000	8,212.66	928,030,907	8,190.17	925,490,294	2.9	2016/ 3 /29	1.04
21	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000	8,486.16	921,597,655	8,475.91	920,483,882	2.5	2015/ 6 / 1	1.03
22	日本	国債証券	第87回利付国債 (5年)	900,000,000	100.75	906,759,000	100.71	906,471,000	0.5	2014/12/20	1.02
23	イギリス	国債証券	UK TSY I/L STOCK 2.5%	2,050,000	42,806.48	877,532,893	42,932.39	880,114,036	6.9466	2016/ 7 /26	0.99
24	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000	12,732.75	823,809,302	12,721.53	823,083,586	4.375	2019/ 7 / 4	0.92
25	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	5,970,000	13,838.31	826,147,203	13,545.00	808,637,026	4.5	2042/12/ 7	0.91
26	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	6,215,000	13,060.37	811,702,318	12,730.30	791,188,281	4.25	2039/ 7 / 4	0.89
27	ドイツ	社債券	FMS WERTMANAGEME 2.75%	6,700,000	11,602.21	777,348,204	11,642.75	780,064,617	2.75	2016/ 6 / 3	0.88
28	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	709,000,000	104.90	743,783,540	105.68	749,299,560	2.1	2027/ 6 /20	0.84
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	9,680,000	7,543.25	730,186,605	7,408.26	717,120,448	3.875	2040/ 8 /15	0.80
30	ノルウェー	社債券	SPAREBANKEN 1 BO 1.25%	8,600,000	8,083.49	695,180,561	8,075.42	694,486,283	1.25	2013/10/25	0.78

種類別及び業種別投資比率

（2011年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	55.20
特殊債券	12.02
社債券	29.76
合計	96.97

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（2011年6月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2011年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	3,300,000,000	日本円	4,638,810,000	4,654,320,000	4,654,320,000	5.22
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1109	買建	560	米ドル	69,223,548.67	68,792,500	5,553,618,525	6.23
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1109	買建	141	米ドル	30,936,282.66	30,929,672.58	2,496,952,467	2.80
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1109	買建	150	米ドル	18,754,687.5	18,534,375	1,496,280,093	1.68
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1109	買建	31	米ドル	3,976,718.75	3,920,531.25	316,504,487	0.36
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1109	買建	69	米ドル	8,313,528.25	8,245,500	665,659,215	0.75
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1109	売建	522	ユーロ	61,085,122.4	61,042,680	7,132,226,731	8.01
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1109	売建	95	ユーロ	11,961,397	11,960,500	1,397,464,820	1.57
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1109	買建	77	ユーロ	8,145,060	7,977,200	932,056,048	1.05
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 1109	買建	26	ユーロ	2,791,230	2,799,680	327,114,611	0.37
債券先物取引	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1109	買建	11	オーストラリアドル	1,171,519.14	1,168,389.53	101,030,642	0.11
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1109	買建	15	英ポンド	1,808,100	1,810,500	234,966,690	0.26
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	1,371	米ドル	341,601,787.5	341,498,962.5	27,569,211,242	30.95
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	25	米ドル	6,225,312.5	6,221,562.5	502,266,740	0.56
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	151	米ドル	37,574,462.5	37,549,925	3,031,405,445	3.40
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	59	米ドル	14,662,104.75	14,653,387.5	1,182,967,972	1.33
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	2,453	米ドル	608,644,631.5	608,068,037.5	49,089,332,667	55.10

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

< ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ向け） >

2011年６月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり 純資産額（円） （分配落）	１口当たり 純資産額（円） （分配付）
１期	（2005年12月７日）	1,214	1,214	0.9947	0.9947
２期	（2006年６月７日）	3,178	3,178	0.9657	0.9657
３期	（2006年12月７日）	3,783	3,783	0.9749	0.9749
４期	（2007年６月７日）	3,829	3,829	0.9497	0.9497
５期	（2007年12月７日）	4,679	4,679	0.9813	0.9813
６期	（2008年６月９日）	4,156	4,156	0.9494	0.9494
７期	（2008年12月８日）	2,860	2,860	0.9581	0.9581
８期	（2009年６月８日）	2,539	2,539	0.9830	0.9830
９期	（2009年12月７日）	2,740	2,740	1.0487	1.0487
10期	（2010年６月７日）	2,506	2,506	1.0862	1.0862
11期	（2010年12月７日）	1,896	1,896	1.0939	1.0939
12期	（2011年６月７日）	1,812	1,812	1.0943	1.0943
	2010年６月末日	2,523	-	1.0926	-
	2010年７月末日	2,580	-	1.0930	-
	2010年８月末日	2,537	-	1.1164	-
	2010年９月末日	2,094	-	1.1145	-
	2010年10月末日	1,986	-	1.1063	-
	2010年11月末日	1,866	-	1.0941	-
	2010年12月末日	1,783	-	1.0842	-
	2011年１月末日	2,403	-	1.0801	-
	2011年２月末日	2,393	-	1.0849	-
	2011年３月末日	2,366	-	1.0765	-
	2011年４月末日	2,279	-	1.0812	-
	2011年５月末日	1,811	-	1.0940	-
	2011年６月末日	1,804	-	1.0902	-

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け） >

2011年６月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額(円) (分配落)	１口当たり 純資産額(円) (分配付)
１期	(2005年12月７日)	1,076	1,076	1.0363	1.0363
２期	(2006年６月７日)	2,962	2,962	1.0085	1.0085
３期	(2006年12月７日)	6,070	6,070	1.0604	1.0604
４期	(2007年６月７日)	8,592	8,592	1.0935	1.0935
５期	(2007年12月７日)	11,246	11,246	1.1222	1.1222
６期	(2008年６月９日)	10,131	10,131	1.0900	1.0900
７期	(2008年12月８日)	6,707	6,707	0.9296	0.9296
８期	(2009年６月８日)	6,803	6,803	1.0346	1.0346
９期	(2009年12月７日)	6,713	6,713	1.0616	1.0616
10期	(2010年６月７日)	5,895	5,895	1.0240	1.0240
11期	(2010年12月７日)	5,215	5,215	1.0034	1.0034
12期	(2011年６月７日)	5,545	5,545	1.0186	1.0186
	2010年６月末日	5,871	-	1.0195	-
	2010年７月末日	5,752	-	1.0291	-
	2010年８月末日	5,625	-	1.0227	-
	2010年９月末日	5,590	-	1.0399	-
	2010年10月末日	5,383	-	1.0139	-
	2010年11月末日	5,237	-	1.0135	-
	2010年12月末日	5,030	-	0.9842	-
	2011年１月末日	4,686	-	0.9960	-
	2011年２月末日	4,621	-	1.0016	-
	2011年３月末日	4,703	-	1.0162	-
	2011年４月末日	4,775	-	1.0296	-
	2011年５月末日	4,713	-	1.0207	-
	2011年６月末日	5,298	-	1.0164	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	0.0000
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.0000
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	0.0000
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.0000
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	0.0000
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	0.0000
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	0.0000
第11期	自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	0.0000
第12期	自 2010年12月8日 至 2011年6月7日	0.0000

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	0.0000
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.0000
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	0.0000
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.0000
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	0.0000
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	0.0000
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	0.0000
第11期	自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	0.0000
第12期	自 2010年12月8日 至 2011年6月7日	0.0000

【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	0.5
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	2.9
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	1.0
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	2.6
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	3.3
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	3.3
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.9
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	2.6
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	6.7
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	3.6
第11期	自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	0.7
第12期	自 2010年12月8日 至 2011年6月7日	0.0

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	3.6
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	2.7
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	5.1
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	3.1
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	2.6
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	2.9
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	14.7
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	11.3
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	2.6
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	3.5
第11期	自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	2.0
第12期	自 2010年12月8日 至 2011年6月7日	1.5

（４）【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１期	自 2005年 9 月30日 至 2005年12月 7 日	1,221,310,252 (0)	— (—)	1,221,310,252 (0)
第２期	自 2005年12月 8 日 至 2006年 6 月 7 日	2,076,864,911 (0)	6,685,599 (0)	3,291,489,564 (0)
第３期	自 2006年 6 月 8 日 至 2006年12月 7 日	938,762,564 (0)	349,642,666 (0)	3,880,609,462 (0)
第４期	自 2006年12月 8 日 至 2007年 6 月 7 日	887,099,939 (0)	734,701,601 (0)	4,033,007,800 (0)
第５期	自 2007年 6 月 8 日 至 2007年12月 7 日	1,757,524,501 (0)	1,021,485,757 (0)	4,769,046,544 (0)
第６期	自 2007年12月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	751,265,643 (0)	1,141,851,743 (0)	4,378,460,444 (0)
第７期	自 2008年 6 月10日 至 2008年12月 8 日	1,177,553,611 (0)	2,569,830,773 (0)	2,986,183,282 (0)
第８期	自 2008年12月 9 日 至 2009年 6 月 8 日	126,864,201 (0)	529,504,601 (0)	2,583,542,882 (0)
第９期	自 2009年 6 月 9 日 至 2009年12月 7 日	520,424,077 (0)	490,819,189 (0)	2,613,147,770 (0)
第10期	自 2009年12月 8 日 至 2010年 6 月 7 日	294,128,528 (0)	599,329,198 (0)	2,307,947,100 (0)
第11期	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	276,316,054 (0)	850,735,728 (0)	1,733,527,426 (0)
第12期	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日	706,943,350 (0)	784,310,916 (0)	1,656,159,860 (0)

（注１）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１期	自 2005年 9月30日 至 2005年12月 7日	1,038,941,593 (0)	— (—)	1,038,941,593 (0)
第２期	自 2005年12月 8日 至 2006年 6月 7日	1,904,177,856 (0)	5,511,736 (0)	2,937,607,713 (0)
第３期	自 2006年 6月 8日 至 2006年12月 7日	3,144,801,058 (0)	357,846,144 (0)	5,724,562,627 (0)
第４期	自 2006年12月 8日 至 2007年 6月 7日	2,678,034,692 (0)	544,713,928 (0)	7,857,883,391 (0)
第５期	自 2007年 6月 8日 至 2007年12月 7日	3,277,497,408 (0)	1,113,801,605 (0)	10,021,579,194 (0)
第６期	自 2007年12月 8日 至 2008年 6月 9日	1,152,937,286 (0)	1,878,855,543 (0)	9,295,660,937 (0)
第７期	自 2008年 6月10日 至 2008年12月 8日	1,253,615,764 (0)	3,333,773,913 (0)	7,215,502,788 (0)
第８期	自 2008年12月 9日 至 2009年 6月 8日	322,257,187 (0)	961,766,091 (0)	6,575,993,884 (0)
第９期	自 2009年 6月 9日 至 2009年12月 7日	303,782,235 (0)	555,940,272 (0)	6,323,835,847 (0)
第10期	自 2009年12月 8日 至 2010年 6月 7日	310,730,292 (0)	877,561,812 (0)	5,757,004,327 (0)
第11期	自 2010年 6月 8日 至 2010年12月 7日	217,634,260 (0)	776,694,466 (0)	5,197,944,121 (0)
第12期	自 2010年12月 8日 至 2011年 6月 7日	1,114,621,052 (0)	868,317,162 (0)	5,444,248,011 (0)

(注１) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注２) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2011年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

Aコース 2005年9月30日(設定日)～2011年6月30日



Bコース 2005年9月30日(設定日)～2011年6月30日



基準価額・純資産総額

	Aコース	Bコース
基準価額	10,902円	10,164円
純資産総額	18.0億円	53.0億円

期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
Aコース	-0.35	1.27	0.55	-0.22	15.38	13.53	9.02
Bコース	-0.42	0.02	3.27	-0.30	-7.45	0.48	1.64

分配の推移(円) (1万口当たり、税引前)

決算日	09/6/8	09/12/7	10/6/7	10/12/7	11/6/7	設定来累計
Aコース分配金	0	0	0	0	0	0
Bコース分配金	0	0	0	0	0	0

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

Aコース

	銘柄名	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	第87回利付国債(5年)	2014/12/20	AA-/Aa2	0.500%	3.6%
2	第67回利付国債(20年)	2024/3/20	AA-/Aa2	1.900%	2.9%
3	第88回利付国債(5年)	2015/3/20	AA-/Aa2	0.500%	2.6%
4	欧州投資銀行	2016/7/15	AAA/Aaa	2.875%	2.4%
5	欧州経済共同体	2016/6/3	AAA/Aaa	2.750%	2.0%
6	第67回利付国債(5年)	2012/9/20	AA-/Aa2	1.300%	2.0%
7	アメリカ国債	2012/8/31	AAA/Aaa	0.375%	1.9%
8	ドイツ国債	2024/1/4	AAA/Aaa	6.250%	1.8%
9	イタリア国債	2021/9/1	A+/Aa2	4.750%	1.8%
10	第96回利付国債(20年)	2027/6/20	AA-/Aa2	2.100%	1.8%

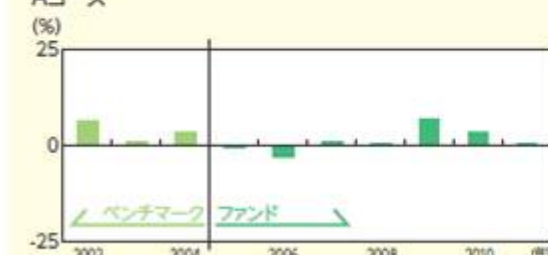
Bコース

	銘柄名	償還日	格付 ^(注)	クーポン	比率
1	第88回利付国債(5年)	2015/3/20	AA-/Aa2	0.500%	5.1%
2	欧州投資銀行	2016/7/15	AAA/Aaa	2.875%	2.4%
3	第305回利付国債(10年)	2019/12/20	AA-/Aa2	1.300%	2.1%
4	イタリア国債	2012/10/15	A+/Aa2	4.250%	2.1%
5	イタリア国債	2021/9/1	A+/Aa2	4.750%	2.0%
6	第74回利付国債(5年)	2013/6/20	AA-/Aa2	1.000%	2.0%
7	第64回利付国債(5年)	2012/6/20	AA-/Aa2	1.500%	1.8%
8	第282回利付国債(10年)	2016/9/20	AA-/Aa2	1.700%	1.7%
9	イギリス国債	2022/3/7	AAA/Aaa	4.000%	1.7%
10	欧州経済共同体	2016/6/3	AAA/Aaa	2.750%	1.7%

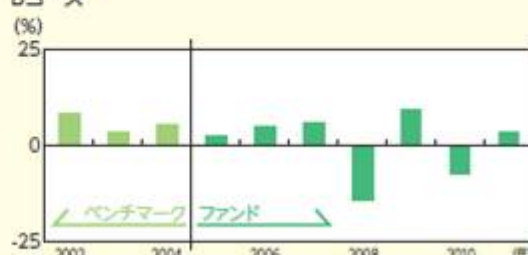
(注) 上記格付は、スタンダード・アンド・プアーズ(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。●2004年以前はベンチマークの収益率を表示しています。●2005年は設定日(9月30日)から年末までの騰落率、2011年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。●ベンチマークはあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「SMA」といいます。）に係る契約^{*}に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

受益権の取得申込者は、販売会社にSMA取引口座を開設した者等に限るものとします。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

(2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱います。

^{*1} 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(3) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(4) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「S世債A」および「S世債B」）。

(5) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

(6) お買付代金は、取得申込日から起算して5営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨーク」の休業日を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。
- (3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。
- 手取り額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「S世債A」および「S世債B」）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「S世債A」および「S世債B」）。

委託会社は、年2回（6月および12月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2005年9月30日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日までおよび12月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2005年9月30日から2005年12月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドンおよびGSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g . 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g . において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i . 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）及び B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）の計算期間は 6 ヶ月であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- (3) A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）及び B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2010年6月8日から2010年12月7日まで）及び第12期計算期間（2010年12月8日から2011年6月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2010年12月7日現在)	第12期 (2011年6月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,903,949,073	1,819,829,931
流動資産合計	1,903,949,073	1,819,829,931
資産合計	1,903,949,073	1,819,829,931
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	602,052	586,493
未払委託者報酬	6,622,520	6,451,335
その他未払費用	397,505	530,136
流動負債合計	7,622,077	7,567,964
負債合計	7,622,077	7,567,964
純資産の部		
元本等		
元本	1,733,527,426	1,656,159,860
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	162,799,570	156,102,107
（分配準備積立金）	170,627,947	132,012,675
元本等合計	1,896,326,996	1,812,261,967
純資産合計	1,896,326,996	1,812,261,967
負債純資産合計	1,903,949,073	1,819,829,931

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
営業収益		
有価証券売買等損益	33,969,201	5,326,698
営業収益合計	33,969,201	5,326,698
営業費用		
受託者報酬	602,052	586,493
委託者報酬	6,622,520	6,451,335
その他費用	397,505	530,136
営業費用合計	7,622,077	7,567,964
営業利益又は営業損失（ ）	26,347,124	2,241,266
経常利益又は経常損失（ ）	26,347,124	2,241,266
当期純利益又は当期純損失（ ）	26,347,124	2,241,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	18,720,351	3,680,467
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	199,011,221	162,799,570
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,424,387	62,037,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,424,387	62,037,526
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,262,811	70,174,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,262,811	70,174,190
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	162,799,570	156,102,107

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期 (2010年12月 7 日現在)	第12期 (2011年 6 月 7 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,307,947,100円	1,733,527,426円
期中追加設定元本額	276,316,054円	706,943,350円
期中一部解約元本額	850,735,728円	784,310,916円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,733,527,426口	1,656,159,860口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	19,082,958円	17,022,186円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	139,507,877円	185,504,338円
分配準備積立金額	151,544,989円	114,990,489円
本ファンドの分配対象収益額	310,135,824円	317,517,013円
本ファンドの期末残存口数	1,733,527,426口	1,656,159,860口
1口当たり収益分配対象額	0.178904円	0.191718円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第11期 自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	第12期 自 2010年12月8日 至 2011年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等にも実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第11期 自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	第12期 自 2010年12月8日 至 2011年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11期（2010年12月7日現在）	第12期（2011年6月7日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	13,295,795	7,398,556
合計	13,295,795	7,398,556

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2010年12月7日現在)	第12期 (2011年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0939円	1.0943円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	1,407,447,743	1,819,829,931	—
合計		—	1,407,447,743	1,819,829,931	—

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2010年12月7日現在)	第12期 (2011年6月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,234,159,774	5,561,226,009
流動資産合計	5,234,159,774	5,561,226,009
資産合計	5,234,159,774	5,561,226,009
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,481,525	1,253,018
未払委託者報酬	16,296,682	13,783,091
その他未払費用	564,615	739,046
流動負債合計	18,342,822	15,775,155
負債合計	18,342,822	15,775,155
純資産の部		
元本等		
元本	5,197,944,121	5,444,248,011
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,872,831	101,202,843
（分配準備積立金）	625,507,858	576,179,061
元本等合計	5,215,816,952	5,545,450,854
純資産合計	5,215,816,952	5,545,450,854
負債純資産合計	5,234,159,774	5,561,226,009

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
営業収益		
有価証券売買等損益	90,702,868	71,497,701
営業収益合計	90,702,868	71,497,701
営業費用		
受託者報酬	1,481,525	1,253,018
委託者報酬	16,296,682	13,783,091
その他費用	564,615	739,046
営業費用合計	18,342,822	15,775,155
営業利益又は営業損失（ ）	109,045,690	55,722,546
経常利益又は経常損失（ ）	109,045,690	55,722,546
当期純利益又は当期純損失（ ）	109,045,690	55,722,546
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	353,328	3,668,542
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	138,145,412	17,872,831
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,925,491	24,859,478
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,925,491	24,859,478
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,505,710	920,554
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,505,710	920,554
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,872,831	101,202,843

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期 (2010年12月 7 日現在)	第12期 (2011年 6 月 7 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	5,757,004,327円	5,197,944,121円
期中追加設定元本額	217,634,260円	1,114,621,052円
期中一部解約元本額	776,694,466円	868,317,162円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,197,944,121口	5,444,248,011口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	56,913,288円	51,711,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	446,668,773円	602,047,891円
分配準備積立金額	568,594,570円	524,467,390円
本ファンドの分配対象収益額	1,072,176,631円	1,178,226,952円
本ファンドの期末残存口数	5,197,944,121口	5,444,248,011口
1口当たり収益分配対象額	0.206269円	0.216416円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第11期 自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	第12期 自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第11期 自 2010年6月8日 至 2010年12月7日	第12期 自 2010年12月8日 至 2011年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左
	(2) 有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11期（2010年12月7日現在）	第12期（2011年6月7日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	90,251,001	74,988,658
合計	90,251,001	74,988,658

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2010年12月7日現在)	第12期 (2011年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0034円	1.0186円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	3,769,045,076	5,561,226,009	—
合計		—	3,769,045,076	5,561,226,009	—

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2010年12月 7 日現在)	(2011年 6 月 7 日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		43,979,014	10,254,421
コール・ローン		864,081,484	254,807,029
国債証券		17,123,452,783	16,270,248,057
特殊債券		1,595,296,136	3,593,638,445
社債券		7,560,733,668	8,883,799,099
派生商品評価勘定		820,766,369	891,844,642
未収入金		71,749,831	333,407,188
未収利息		231,539,397	225,869,392
前払費用		44,302,914	24,685,935
差入委託証拠金		148,796,471	117,134,645
流動資産合計		28,504,698,067	30,605,688,853
資産合計		28,504,698,067	30,605,688,853
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		652,884,953	1,020,763,146
前受金		-	8,129
未払金		184,529,636	214,030,330
未払解約金		14,645,724	34,083,832
流動負債合計		852,060,313	1,268,885,437
負債合計		852,060,313	1,268,885,437
純資産の部			
元本等			
元本		21,436,739,761	22,689,632,804
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		6,215,897,993	6,647,170,612
元本等合計		27,652,637,754	29,336,803,416
純資産合計		27,652,637,754	29,336,803,416
負債純資産合計		28,504,698,067	30,605,688,853

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2010年12月7日現在）	（2011年6月7日現在）
1. 元本の推移		
期首元本額	20,080,246,354円	21,436,739,761円
期中追加設定元本額	5,934,693,231円	2,974,893,735円
期中一部解約元本額	4,578,199,824円	1,722,000,692円
期末元本額	21,436,739,761円	22,689,632,804円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）	2,162,470,928円	2,193,925,211円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）	1,475,929,514円	1,407,447,743円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）	185,582,495円	177,227,241円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）	2,467,220,912円	2,403,103,773円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA （限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）	6,717,060,875円	6,584,001,601円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF （適格機関投資家専用）	1,070,765,632円	1,350,400,984円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA （適格機関投資家専用）	7,357,709,405円	8,573,526,251円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,436,739,761口	22,689,632,804口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2010年12月7日現在）	（2011年6月7日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	122,078,581	14,335,710
特殊債券	3,368,226	10,805,227
社債券	63,259,568	6,255,801
合計	62,187,239	31,396,738

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）債券関連

区分	種類	（2010年12月7日現在）				（2011年6月7日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	9,645,628,317	—	9,648,741,208	3,112,891	4,137,472,641	—	4,154,111,043	16,638,402
	売建	922,785,254	—	919,080,585	3,704,669	2,364,337,775	—	2,374,605,075	10,267,300
	合計	10,568,413,571	—	10,567,821,793	6,817,560	6,501,810,416	—	6,528,716,118	6,371,102

(2) 通貨関連

区分	種類	(2010年12月7日現在)				(2011年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	7,964,735,904	—	7,902,750,950	61,984,954	8,663,123,312	—	8,421,575,547	241,547,765
	カナダドル	1,374,278,494	—	1,383,488,943	9,210,449	1,520,710,290	—	1,473,007,513	47,702,777
	ユーロ	7,920,478,727	—	7,709,454,719	211,024,008	8,523,783,949	—	8,521,724,651	2,059,298
	英ポンド	1,445,097,371	—	1,428,823,591	16,273,780	1,736,266,754	—	1,701,336,986	34,929,768
	スイスフラン	1,033,290,559	—	1,038,301,126	5,010,567	1,706,333,410	—	1,818,174,753	111,841,343
	スウェーデン クローナ	905,112,357	—	903,919,954	1,192,403	856,729,960	—	853,411,646	3,318,314
	ノルウェー クローネ	826,308,709	—	820,204,348	6,104,361	946,134,181	—	957,257,002	11,122,821
	オーストラリ アドル	1,269,835,478	—	1,282,612,516	12,777,038	1,967,420,257	—	1,998,305,030	30,884,773
	ニュージーラ ンドドル	991,131,789	—	997,271,150	6,139,361	1,709,650,981	—	1,786,367,052	76,716,071
	売建								
	米ドル	15,536,806,103	—	15,630,428,467	93,622,364	17,911,605,508	—	17,633,034,835	278,570,673
	カナダドル	1,652,437,259	—	1,658,999,013	6,561,754	1,757,002,081	—	1,700,505,334	56,496,747
	ユーロ	17,507,647,383	—	17,007,081,092	500,566,291	18,003,965,193	—	18,132,864,523	128,899,330
	英ポンド	3,684,646,919	—	3,643,471,571	41,175,348	3,992,749,206	—	3,955,690,598	37,058,608
	スイスフラン	1,275,751,433	—	1,273,802,171	1,949,262	2,033,276,852	—	2,177,354,939	144,078,087
	スウェーデン クローナ	830,927,055	—	839,251,480	8,324,425	904,551,330	—	892,670,600	11,880,730
	ノルウェー クローネ	714,648,794	—	706,356,695	8,292,099	721,189,055	—	718,733,963	2,455,092
	デンマーク クローネ	199,356,256	—	193,877,120	5,479,136	203,254,872	—	206,389,570	3,134,698
	オーストラリ アドル	1,231,345,665	—	1,237,725,148	6,379,483	2,008,758,081	—	2,021,684,426	12,926,345
	ニュージーラ ンドドル	825,949,490	—	836,561,556	10,612,066	2,032,183,556	—	2,110,136,768	77,953,212
合計		67,189,785,745	—	66,494,381,610	168,519,953	77,198,688,828	—	77,080,225,736	79,522,736

(3) 金利関連

区分	種類	(2010年12月7日現在)				(2011年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	6,697,589,392	5,541,111,308	6,708,939,555	11,350,163	9,772,465,291	—	9,794,629,831	22,164,540
	売建	2,912,965,297	1,526,937,855	2,931,771,557	18,806,260	12,686,640,527	12,607,068,413	12,764,571,937	77,931,410
合計		9,610,554,689	7,068,049,163	9,640,711,112	7,456,097	22,459,105,818	12,607,068,413	22,559,201,768	55,766,870

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日			自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

項目	（2010年12月 7 日現在）	（2011年 6 月 7 日現在）
1口当たり純資産額	1.2900円	1.2930円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第67回 利付国債（５年）	565,000,000	573,333,750	
		第74回 利付国債（５年）	203,000,000	206,402,280	
		第84回 利付国債（５年）	929,000,000	942,405,470	
		第87回 利付国債（５年）	1,050,000,000	1,057,885,500	
		第274回 利付国債（10年）	21,500,000	22,561,885	
		第280回 利付国債（10年）	211,050,000	226,205,500	
		第285回 利付国債（10年）	176,500,000	188,124,290	
		第287回 利付国債（10年）	300,000,000	323,625,000	
		第27回 利付国債（30年）	100,000,000	109,177,000	
		第33回 利付国債（30年）	70,000,000	68,980,800	
		第34回 利付国債（30年）	140,000,000	144,015,200	
		第67回 利付国債（20年）	790,000,000	830,550,700	
		第68回 利付国債（20年）	130,000,000	141,269,700	
		第71回 利付国債（20年）	205,000,000	222,332,750	
		第84回 利付国債（20年）	175,000,000	183,575,000	
		第96回 利付国債（20年）	490,000,000	514,039,400	
		第110回 利付国債（20年）	160,000,000	165,793,600	
		第118回 利付国債（20年）	250,000,000	253,670,000	
		第121回 利付国債（20年）	90,000,000	89,746,200	
		第18回 高速道路機構債券	210,000,000	220,504,200	
小計				6,484,198,225	
米ドル	国債証券	TREASURY BILL 0%	11,140,000.00	11,139,641.29	
		TSY INFL IX N/B 2%	410,000.00	504,283.10	
		TSY INFL IX N/B 2.375%	870,000.00	1,098,846.82	
		US TREASURY N/B 0.375%	7,000,000.00	7,009,029.86	
		US TREASURY N/B 0.625%	3,800,000.00	3,815,921.96	
		US TREASURY N/B 3.25%	1,740,000.00	1,873,057.85	
		US TREASURY N/B 3.875%	360,000.00	336,376.81	
		US TREASURY N/B 4.375%	2,990,000.00	3,050,996.26	
		US TREASURY N/B 6%	480,000.00	608,596.80	
		US TREASURY N/B 7.625%	520,000.00	754,207.96	
	特殊債券	BK NEDERLANDSE G 1.75%	1,300,000.00	1,291,888.00	
		CIE FINANCEMENT 1.625%	100,000.00	101,050.00	
		CIE FINANCEMENT 2.125%	2,500,000.00	2,543,275.00	
		FN FN0003	1,495,482.31	1,587,534.33	
		KOMMUNALBANKEN 2.875%	1,450,000.00	1,523,370.00	
		KOMMUNEKREDIT 1.25%	1,100,000.00	1,111,000.00	
		NGN 2010-C1 A2	1,200,000.00	1,216,125.00	
		SWEDBANK AB 2.9%	1,350,000.00	1,399,477.50	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	社債券	WEST CORP FED CR 1.75%	850,000.00	866,319.98	
		ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	1,900,000.00	1,998,767.70	
		AHM 2004-3 1A	10,561.44	9,900.28	
		AHMA 2007-1 A1	3,305,433.85	1,559,602.52	
		AT&T INC 4.45%	900,000.00	917,843.99	
		AT&T INC 6.7%	950,000.00	1,069,419.75	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.6%	1,400,000.00	1,429,628.20	
		CANADIAN IMPERIA 2.6%	1,920,000.00	1,983,552.00	
		CANADIAN IMPERIA 2.75%	600,000.00	609,490.20	
		CITIGROUP FUNDIN 1.875%	800,000.00	816,512.02	
		CITIGROUP INC 4.75%	650,000.00	694,584.54	
		CITM 2007-1 2A1	240,976.54	233,493.54	
		CITM 2007-1 2A2	400,000.00	320,652.08	
		CITM 2007-1 2A3	800,000.00	414,321.20	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	600,000.00	632,629.20	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	1,300,000.00	1,508,653.61	
		CWALT 2005-82 A1	133.83	76.72	
		DELL INC 2.3%	1,600,000.00	1,614,232.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 2.1%	1,400,000.00	1,391,180.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 2.9%	4,300,000.00	4,374,600.70	
		ELI LILLY & CO 3.55%	800,000.00	819,485.60	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	400,000.00	455,886.80	
		GENERAL ELEC CAP 4.625%	1,300,000.00	1,318,241.86	
		GOOGLE INC 2.125%	1,750,000.00	1,756,203.87	
		HBOS TSY SVCS NY 5.25%	1,000,000.00	1,072,400.00	
		HEWLETT-PACKARD 2.125%	1,500,000.00	1,503,990.43	
		HFCHC 2007-3 APT	1,573,831.08	1,385,904.31	
		HSBC BANK PLC 1.625%	2,200,000.00	2,211,517.00	
		ING BANK NV 2.5%	2,100,000.00	2,077,624.50	
		INTESA SANPAOLO 6.5%	500,000.00	539,357.50	
		JPMORGAN CHASE & 4.4%	1,000,000.00	994,523.24	
		KRAFT FOODS INC 2.625%	1,550,000.00	1,593,976.53	
		LEASEPLAN CORPOR 3%	1,300,000.00	1,329,900.00	
		MASSMUTUAL GLOBA 2.3%	450,000.00	452,142.00	
		MASSMUTUAL GLOBA 2.875%	400,000.00	419,053.20	
		MCDONALD'S CORP 3.625%	950,000.00	957,501.20	
		MORGAN STANLEY 6%	750,000.00	822,399.10	
		NBC UNIVERSAL 4.375%	450,000.00	447,910.56	
		NORDEA EIENDOMSK 1.875%	1,700,000.00	1,721,930.00	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	700,000.00	755,617.40	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
カナダドル	国債証券	RALI 2005-QS13 2A3	661,314.98	550,851.57	
		RIO TINTO FIN US 4.125%	1,450,000.00	1,456,076.70	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	1,000,000.00	1,056,917.00	
		SCHLUMBERGER NOR 3%	1,400,000.00	1,450,820.00	
		SEMT 2004-10 A3A	267,926.41	239,577.19	
		SLCLT 2006-1 A4	1,000,000.00	983,563.90	
		SPAREBANK 1 BOLI 2.625%	2,700,000.00	2,719,561.50	
		SPAREBANKEN 1 BO 1.25%	2,500,000.00	2,503,250.00	
		STANDARD CHARTER 3.2%	800,000.00	805,874.40	
		SWEDBANK HYPOTEK 2.95%	1,220,000.00	1,246,352.00	
		TEXAS INSTRUMENT 2.375%	1,750,000.00	1,761,872.10	
		UBS AG STAMFORD 4.875%	700,000.00	729,458.72	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	750,000.00	799,658.31	
		WALT DISNEY COMP 3.75%	900,000.00	904,970.49	
		WESTPAC BANKING 2.9%	1,550,000.00	1,629,682.40	
		WESTPAC BANKING 3%	250,000.00	253,701.15	
		WMALT 2006-AR5 4A	3,603,954.45	1,703,073.18	
		WMALT 2007-OA3 2A	2,132,995.46	1,023,666.54	
				107,864,631.02	
				(8,653,979,345)	
		CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000.00	2,951,533.00	
小計	国債証券	CANADA-GOV'T 4.5%	10,000.00	10,940.10	
		CANADA-GOV'T 8%	1,850,000.00	2,918,541.50	
				5,881,014.60	
ユーロ	国債証券			(481,184,614)	
		BELGIAN 0316 3.5%	970,000.00	984,162.00	
		BELGIAN 3.5%	2,500,000.00	2,475,650.00	
		BELGIAN 3.75%	280,000.00	269,500.00	
		BELGIAN 4%	1,000,000.00	1,035,000.00	
		BTPS 3.75%	675,000.00	635,175.00	
		BTPS 4%	850,000.00	822,715.00	
		BTPS 4.25%	590,000.00	604,637.90	
		BTPS 4.5%	2,120,000.00	2,140,030.00	
		BTPS 4.75%	2,235,000.00	2,260,389.60	
		BTPS 5%	4,160,000.00	4,155,432.60	
		BTPS 6%	680,000.00	734,400.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	10,000.00	11,178.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	3,325,000.00	4,023,948.25	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,850,000.00	2,334,071.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	1,940,000.00	2,440,636.40	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	3,460,000.00	4,521,528.00	
		FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000.00	3,799,452.80	
		FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000.00	2,059,646.40	
		IRISH GOVT 4.5%	40,000.00	26,690.40	
		IRISH GOVT 4.6%	390,000.00	294,801.00	
		IRISH GOVT 5%	370,000.00	249,287.50	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	1,010,000.00	1,104,839.00	
		SPANISH GOV'T 3.25%	1,790,000.00	1,691,657.40	
		SPANISH GOV'T 4.2%	325,000.00	256,005.75	
		SPANISH GOV'T 5.5%	700,000.00	712,292.00	
	特殊債券	CIE FINANCEMENT 2.25%	1,300,000.00	1,301,560.00	
		EUROPEAN INVT BK 2.875%	6,100,000.00	6,103,050.00	
		EUROPEAN INVT BK 3.625%	3,000,000.00	3,025,920.00	
		EUROPEAN UNION 2.5%	1,900,000.00	1,888,410.00	
		EUROPEAN UNION 2.75%	5,100,000.00	5,085,210.00	
		KFW 2.125%	2,600,000.00	2,595,840.00	
	社債券	ABBAY NATL TREAS 3.125%	1,700,000.00	1,691,619.00	
		ARKLE 2010-2X 2A	600,000.00	604,298.88	
		ARRMF 2011-1X A1B	500,000.00	500,359.20	
		CREDIT SUISSE GU 2.875%	150,000.00	146,814.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	550,000.00	596,645.50	
		DNB NOR BOLIGKRE 2.75%	300,000.00	299,001.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 3.375%	800,000.00	803,560.00	
		DUESSELDORFER HY 1.875%	1,000,000.00	991,350.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,550,000.00	1,695,250.50	
		FINANCE FOR DANI 2.125%	800,000.00	801,184.00	
		FMS WERTMANAGEME 2.75%	2,100,000.00	2,085,300.00	
		FOSSM 2011-1X A4	1,000,000.00	1,001,202.50	
		HMI 2010-1X A4	900,000.00	906,419.34	
		HSBC COVERED BON 3.375%	700,000.00	700,546.00	
		IBM CORP 6.625%	550,000.00	605,495.00	
		ING BANK NV 3.875%	600,000.00	596,094.00	
		JOHN DEERE BANK 6%	800,000.00	801,360.00	
		NORDEA BANK AB 2.75%	1,050,000.00	1,025,829.00	
		NORDEA HYPOTEK A 3.5%	800,000.00	808,744.00	
		PERMM 2011-1X 1A3	1,700,000.00	1,702,577.71	
		ROYAL BK OF SCOT 4.75%	500,000.00	502,530.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	650,000.00	661,245.00	
		SMI 2010-1X A2	1,200,000.00	1,210,470.48	
		SPAREBANKEN 1 BO 5%	200,000.00	211,368.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
英ポンド	国債証券	SPAREBANKEN VEST 3.125%	1,300,000.00	1,297,075.00		
		SWEDBANK HYPOTEK 2%	1,200,000.00	1,182,408.00		
		SWEDISH COVERED 3%	800,000.00	804,800.00		
		UBS AG LONDON 3.875%	700,000.00	711,431.00		
		VATTENFALL TREAS 6.75%	500,000.00	598,250.00		
		WM COVERED BOND 4%	1,250,000.00	1,270,775.00		
	小計			86,457,118.11		
				(10,115,482,818)		
	社債券	UK TREASURY 2.25%	110,000.00	112,946.90		
		UK TREASURY 3.75%	2,900,000.00	3,010,751.00		
		UK TREASURY 4%	3,550,000.00	3,709,714.50		
		UK TREASURY 4.5%	3,270,000.00	3,464,025.30		
		UK TREASURY 5.25%	2,410,000.00	2,518,956.10		
		UK TSY I/L STOCK 1.25%	320,000.00	500,847.16		
		UK TSY I/L STOCK 2.5%	860,000.00	2,836,615.40		
		GRAN 2004-2 3A	72,784.47	70,710.11		
		PERMM 2006-1 6A1	300,000.00	293,430.00		
		SMI 2009-1 A2	750,000.00	754,614.30		
	小計			17,272,610.77		
				(2,264,611,997)		
	スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	10,000,000.00		11,160,900.00
		特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5%	1,750,000.00		1,857,450.00
			KFW 5%	3,000,000.00		3,191,730.00
小計				16,210,080.00		
				(210,082,636)		
デンマーク クローネ 小計	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	12,000,000.00	12,895,200.00		
				12,895,200.00		
				(202,325,688)		
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	400,000.00	393,000.00		
	社債券	BANK OF NOVA SCO 5.75%	1,400,000.00	1,401,274.00		
		CAN IMPERIAL BK/ 5.75%	1,400,000.00	1,401,526.00		
		NATL AUSTRALIABK 5.75%	700,000.00	706,818.00		
小計				3,902,618.00		
				(335,820,278)		
合計				28,747,685,601		
				(22,263,487,376)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 10銘柄	28.0%	38.9%
	特殊債券 9 銘柄	10.8%	
	社債券 57銘柄	61.2%	
カナダドル	国債証券 3 銘柄	100.0%	2.2%
ユーロ	国債証券 25銘柄	45.9%	45.4%
	特殊債券 6 銘柄	23.1%	
	社債券 30銘柄	31.0%	
英ポンド	国債証券 7 銘柄	93.5%	10.2%
	社債券 3 銘柄	6.5%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	68.9%	0.9%
	特殊債券 2 銘柄	31.1%	
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.9%
オーストラリアドル	特殊債券 1 銘柄	10.1%	1.5%
	社債券 3 銘柄	89.9%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

[次へ](#)

B為替ヘッジなし（野村SMA向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	（2010年12月7日現在）	（2011年6月7日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		90,393,177	383,866,200
コール・ローン		386,376,027	1,199,919,113
国債証券		53,560,365,069	50,751,430,244
特殊債券		7,598,259,212	10,884,517,390
社債券		25,095,334,979	26,603,769,834
派生商品評価勘定		1,837,703,241	2,375,220,017
未収入金		1,208,560,130	299,185,840
未収利息		786,506,492	707,054,938
前払金		8,475	3,541
前払費用		81,297,459	63,053,840
差入委託証拠金		481,684,319	313,824,098
流動資産合計		91,126,488,580	93,581,845,055
資産合計		91,126,488,580	93,581,845,055
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,628,826,177	2,743,016,718
前受金		4,149	25,042
未払金		1,204,618,769	658,658,189
未払解約金		308,063	4,705,335
流動負債合計		2,833,757,158	3,406,405,284
負債合計		2,833,757,158	3,406,405,284
純資産の部			
元本等			
元本		60,906,606,680	61,115,603,268
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,386,124,742	29,059,836,503
元本等合計		88,292,731,422	90,175,439,771
純資産合計		88,292,731,422	90,175,439,771
負債純資産合計		91,126,488,580	93,581,845,055

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2010年12月7日現在）	（2011年6月7日現在）
1. 元本の推移		
期首元本額	65,265,694,399円	60,906,606,680円
期中追加設定元本額	1,382,290,231円	3,144,227,457円
期中一部解約元本額	5,741,377,950円	2,935,230,869円
期末元本額	60,906,606,680円	61,115,603,268円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	3,197,596,420円	3,462,711,331円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）	3,610,761,434円	3,769,045,076円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	478,120,225円	445,040,372円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）	3,599,604,647円	3,392,618,442円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B （為替ヘッジなし）V A（適格機関投資家専用）	50,020,523,954円	50,046,188,047円
2. 計算期間末日における受益権の総数	60,906,606,680口	61,115,603,268口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日	自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科 目の貸借対照表日における時価は、 貸借対照表計上額と同額であるた め、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品については、短期間で 決済され、時価は帳簿価額と近似し ているため、当該帳簿価額を時価と しております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係 る事項に関する注記）」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に記載 しております。なお、市場価格がない 場合には、同種商品間の価格比較、同 一銘柄の価格推移時系列比較、市場 公表指標との整合分析等、定期的な 状況確認を踏まえ、外部業者から入 手する価格に基づく価額を合理的に 算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（デリバティブ取引 等に関する注記）」の「取引の時価 等に関する事項」に記載してあります。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基 づく価額のほか、市場価格がない場 合には合理的に算定された価額が含 まれております。当該価額の算定に おいては一定の前提条件等を採用し ているため、異なる前提条件等によ った場合、当該価額が異なること もあります。 また、デリバティブ取引に関する契 約額等は、あくまでもデリバティブ 取引における名目的な契約額、又は 計算上の想定元本であり、当該金額 自体がデリバティブ取引のリスクの 大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2010年12月7日現在）	（2011年6月7日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	347,777,766	12,086,155
特殊債券	4,496,687	42,752,211
社債券	231,127,281	29,538,505
合計	112,153,798	84,376,871

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）債券関連

区分	種類	（2010年12月7日現在）				（2011年6月7日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	30,766,067,103	—	30,773,302,986	7,235,883	14,676,673,819	—	14,737,582,776	60,908,957
	売建	4,064,016,085	—	4,046,096,696	17,919,389	5,808,804,067	—	5,826,266,627	17,462,560
	合計	34,830,083,188	—	34,819,399,682	25,155,272	20,485,477,886	—	20,563,849,403	43,446,397

(2) 通貨関連

区分	種類	(2010年12月7日現在)				(2011年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	30,434,547,584	—	30,293,735,818	140,811,766	28,698,053,411	—	27,941,656,659	756,396,752
	カナダドル	4,843,581,965	—	4,880,373,765	36,791,800	4,832,347,867	—	4,679,552,658	152,795,209
	ユーロ	26,865,481,273	—	26,158,080,891	707,400,382	22,535,507,444	—	22,479,836,130	55,671,314
	英ポンド	4,898,649,532	—	4,846,719,492	51,930,040	5,386,750,635	—	5,278,753,623	107,997,012
	スイスフラン	3,521,434,760	—	3,537,929,980	16,495,220	5,066,952,006	—	5,391,925,527	324,973,521
	スウェーデン クローナ	3,077,504,051	—	3,077,192,606	311,445	2,593,340,383	—	2,582,239,446	11,100,937
	ノルウェー クローネ	2,787,550,148	—	2,767,577,076	19,973,072	2,864,646,356	—	2,897,690,110	33,043,754
	オーストラリ アドル	4,245,414,299	—	4,290,013,948	44,599,649	5,892,209,988	—	5,973,890,559	81,680,571
	ニュージーラ ンドドル	3,440,655,657	—	3,462,989,790	22,334,133	5,042,090,055	—	5,253,553,598	211,463,543
	売建								
	米ドル	28,610,832,950	—	28,370,281,529	240,551,421	27,761,571,078	—	27,128,567,692	633,003,386
	カナダドル	3,911,535,161	—	3,898,096,416	13,438,745	3,643,623,309	—	3,506,960,076	136,663,233
	ユーロ	32,646,718,437	—	31,889,175,706	757,542,731	29,021,310,071	—	29,102,532,475	81,222,404
	英ポンド	4,650,486,659	—	4,597,605,043	52,881,616	5,762,520,965	—	5,669,057,544	93,463,421
	スイスフラン	4,327,321,574	—	4,320,417,261	6,904,313	5,874,671,526	—	6,288,522,581	413,851,055
	スウェーデン クローナ	2,369,998,920	—	2,401,476,476	31,477,556	2,217,955,011	—	2,181,037,697	36,917,314
	ノルウェー クローネ	2,413,111,069	—	2,384,466,739	28,644,330	2,098,602,252	—	2,082,497,186	16,105,066
	デンマーク クローネ	213,228,400	—	207,368,000	5,860,400	217,398,300	—	220,751,125	3,352,825
	オーストラリ アドル	3,472,796,632	—	3,489,702,494	16,905,862	5,102,449,085	—	5,131,300,950	28,851,865
	ニュージーラ ンドドル	2,887,712,476	—	2,928,443,381	40,730,905	5,903,051,392	—	6,098,676,725	195,625,333
合計		169,618,561,547	—	167,801,646,411	216,503,330	170,515,051,134	—	169,889,002,361	239,550,897

(3) 金利関連

区分	種類	(2010年12月7日現在)				(2011年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	22,932,215,976	19,013,041,867	22,971,093,654	38,877,678	30,728,390,859	—	30,801,412,193	73,021,334
	売建	10,282,415,760	5,311,987,482	10,354,074,976	71,659,216	39,583,861,350	39,089,634,523	39,828,574,885	244,713,535
合計		33,214,631,736	24,325,029,349	33,325,168,630	32,781,538	70,312,252,209	39,089,634,523	70,629,987,078	171,692,201

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2010年 6 月 8 日 至 2010年12月 7 日			自 2010年12月 8 日 至 2011年 6 月 7 日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	（2010年12月 7 日現在）	（2011年 6 月 7 日現在）
1口当たり純資産額	1.4496円	1.4755円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第64回 利付国債（5年）	1,600,000,000	1,622,400,000	
		第74回 利付国債（5年）	1,750,000,000	1,779,330,000	
		第84回 利付国債（5年）	5,553,000,000	5,633,129,790	
		第87回 利付国債（5年）	900,000,000	906,759,000	
		第274回 利付国債（10年）	46,800,000	49,111,452	
		第280回 利付国債（10年）	570,500,000	611,467,604	
		第282回 利付国債（10年）	1,457,000,000	1,549,315,520	
		第285回 利付国債（10年）	556,400,000	593,044,504	
		第305回 利付国債（10年）	1,830,000,000	1,882,758,900	
		第16回 利付国債（30年）	575,000,000	627,641,250	
		第30回 利付国債（30年）	300,000,000	314,664,000	
		第32回 利付国債（30年）	185,000,000	194,425,750	
		第67回 利付国債（20年）	1,240,000,000	1,303,649,200	
		第71回 利付国債（20年）	440,000,000	477,202,000	
		第84回 利付国債（20年）	300,000,000	314,700,000	
		第92回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,475,138,000	
		第96回 利付国債（20年）	709,000,000	743,783,540	
		第110回 利付国債（20年）	600,000,000	621,726,000	
		第114回 利付国債（20年）	550,000,000	567,798,000	
		第125回 利付国債（20年）	500,000,000	522,310,000	
	特殊債券	第18回 高速道路機構債券	500,000,000	525,010,000	
小計				22,315,364,510	
米ドル	国債証券	TREASURY BILL 0%	25,000,000.00	24,998,500.75	
		TSY INFL IX N/B 2%	1,090,000.00	1,340,655.07	
		TSY INFL IX N/B 2.375%	2,780,000.00	3,511,257.66	
		US TREASURY N/B 1.25%	12,100,000.00	12,291,664.84	
		US TREASURY N/B 3.875%	9,680,000.00	9,044,798.78	
		US TREASURY N/B 4.375%	4,800,000.00	4,897,920.43	
		US TREASURY N/B 6%	1,840,000.00	2,332,954.40	
		US TREASURY N/B 7.625%	1,660,000.00	2,407,663.88	
	特殊債券	BK NEDERLANDSE G 1.75%	4,400,000.00	4,372,544.00	
		CIE FINANCEMENT 1.625%	400,000.00	404,200.00	
		CIE FINANCEMENT 2.125%	6,900,000.00	7,019,439.00	
		FN FN0003	4,984,941.05	5,291,781.12	
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	6,657,388.40	
		KOMMUNALBANKEN 2.875%	5,410,000.00	5,683,746.00	
		KOMMUNEKREDIT 1.25%	4,200,000.00	4,242,000.00	
		NGN 2010-A1 A	2,181,314.80	2,185,058.59	
		NGN 2010-C1 A2	3,800,000.00	3,851,062.50	
		NGN 2010-R1 1A	2,622,552.10	2,626,240.19	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	社債券	NGN 2010-R2 1A	3,145,723.06	3,146,706.09	
		SWEDBANK AB 2.9%	4,525,000.00	4,690,841.25	
		ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	7,200,000.00	7,574,277.60	
		AHM 2004-3 1A	15,804.17	14,814.81	
		AHMA 2007-1 A1	8,594,128.01	4,054,966.55	
		AT&T INC 4.45%	2,750,000.00	2,804,523.31	
		AT&T INC 6.7%	2,550,000.00	2,870,547.75	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.6%	5,050,000.00	5,156,873.15	
		CITIGROUP INC 4.75%	2,650,000.00	2,831,767.76	
		CITM 2007-1 2A1	662,685.50	642,107.25	
		CITM 2007-1 2A2	1,200,000.00	961,956.24	
		CITM 2007-1 2A3	2,200,000.00	1,139,383.30	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	2,550,000.00	2,688,674.10	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	3,700,000.00	4,293,860.28	
		CWALT 2005-82 A1	5,196,687.96	2,979,430.61	
		CWALT 2006-OA1 2A1	3,171,679.07	1,787,460.00	
		CWALT 2007-OA11 A1A	6,148,228.66	3,291,006.00	
		DELL INC 2.3%	5,850,000.00	5,902,035.75	
		DNB NOR BOLIGKRE 2.1%	4,800,000.00	4,769,760.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 2.9%	12,200,000.00	12,411,657.80	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	1,150,000.00	1,310,674.55	
		GENERAL ELEC CAP 4.625%	4,100,000.00	4,157,532.04	
		GOOGLE INC 2.125%	5,350,000.00	5,368,966.12	
		HBOS TSY SVCS NY 5.25%	3,100,000.00	3,324,440.00	
		HFCHC 2007-3 APT	4,196,882.88	3,695,744.84	
		HSBC BANK PLC 1.625%	8,450,000.00	8,494,235.75	
		ING BANK NV 2.5%	5,900,000.00	5,837,135.50	
		INTESA SANPAOLO 6.5%	1,500,000.00	1,618,072.50	
		JPMORGAN CHASE & 4.4%	3,800,000.00	3,779,188.31	
		KRAFT FOODS INC 2.625%	5,500,000.00	5,656,045.78	
		MASSMUTUAL GLOBA 2.3%	1,700,000.00	1,708,092.00	
		MCDONALD'S CORP 3.625%	2,800,000.00	2,822,108.80	
		MORGAN STANLEY 6%	2,500,000.00	2,741,330.35	
		NBC UNIVERSAL 4.375%	2,350,000.00	2,339,088.54	
		NGN 2010-R1 2A	763,952.07	769,681.71	
		NORDEA EIENDOMSK 1.875%	5,200,000.00	5,267,080.00	
		RALI 2005-QS13 2A3	1,653,287.47	1,377,128.94	
		RIO TINTO FIN US 4.125%	4,300,000.00	4,318,020.56	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	3,000,000.00	3,170,751.00	
		SEMT 2004-10 A3A	399,174.14	356,937.64	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		SLCLT 2006-1 A4	3,000,000.00	2,950,691.70	
		SPAREBANK 1 BOLI 2.625%	8,100,000.00	8,158,684.50	
		SPAREBANKEN 1 BO 1.25%	8,600,000.00	8,611,180.00	
		SSGN 2010-S1 1A	701,361.38	700,270.62	
		STANDARD CHARTER 3.2%	2,300,000.00	2,316,888.90	
		SWEDBANK HYPOTEK 2.95%	3,680,000.00	3,759,488.00	
		TEXAS INSTRUMENT 2.375%	5,350,000.00	5,386,294.72	
		UBS AG STAMFORD 4.875%	2,750,000.00	2,865,730.69	
		WALT DISNEY COMP 3.75%	2,800,000.00	2,815,463.75	
		WESTPAC BANKING 2.9%	4,975,000.00	5,230,754.80	
		WESTPAC BANKING 3%	1,000,000.00	1,014,804.61	
		WMALT 2006-AR5 4A	10,811,863.35	5,109,219.54	
		WMALT 2007-OA3 2A	5,687,987.90	2,729,777.44	
				296,933,029.41	
				(23,822,936,948)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000.00	11,052,982.20	
		CANADA-GOV'T 5%	1,300,000.00	1,619,514.00	
		CANADA-GOV'T 8%	4,750,000.00	7,493,552.50	
				20,166,048.70	
小計				(1,649,986,104)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	3,480,000.00	3,530,808.00	
		BELGIAN 3.5%	9,150,000.00	9,060,879.00	
		BELGIAN 3.75%	1,020,000.00	981,750.00	
		BELGIAN 4%	4,230,000.00	4,378,050.00	
		BTPS 3.75%	2,025,000.00	1,905,525.00	
		BTPS 4%	2,680,000.00	2,593,972.00	
		BTPS 4.25%	18,785,000.00	19,071,996.00	
		BTPS 4.5%	645,000.00	648,870.00	
		BTPS 4.75%	8,750,000.00	8,849,400.00	
		BTPS 5%	3,060,000.00	3,095,067.60	
		BTPS 6%	9,600,000.00	10,368,000.00	
		DEUTSCHLAND REP 4%	550,000.00	585,095.50	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	6,215,000.00	6,947,127.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,910,000.00	2,311,501.10	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,410,000.00	1,778,940.60	
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	3,770,000.00	4,742,886.20	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	6,370,000.00	8,324,316.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.5%	1,080,000.00	1,475,658.00	
		FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000.00	11,284,787.80	
		FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000.00	7,050,747.20	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券	IRISH GOVT 4.5%	150,000.00	100,089.00	
		IRISH GOVT 4.6%	1,180,000.00	891,962.00	
		IRISH GOVT 5%	1,125,000.00	757,968.75	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000.00	10,556,135.00	
		SPANISH GOV'T 3.25%	5,520,000.00	5,216,731.20	
		SPANISH GOV'T 4.2%	1,050,000.00	827,095.50	
		SPANISH GOV'T 5.5%	2,100,000.00	2,136,876.00	
		SWEDEN KINGDOM 3.125%	3,290,000.00	3,387,713.00	
		CIE FINANCEMENT 2.25%	4,300,000.00	4,305,160.00	
		EUROPEAN INVT BK 2.875%	18,600,000.00	18,609,300.00	
		EUROPEAN INVT BK 3.625%	9,300,000.00	9,380,352.00	
		EUROPEAN UNION 2.5%	5,800,000.00	5,764,620.00	
		EUROPEAN UNION 2.75%	13,200,000.00	13,161,720.00	
		ABBEEY NATL TREAS 3.125%	4,300,000.00	4,278,801.00	
	社債券	ARKLE 2010-2X 2A	2,100,000.00	2,115,046.08	
		ARRMF 2011-1X A1B	1,600,000.00	1,601,149.44	
		CREDIT SUISSE GU 2.875%	1,000,000.00	978,760.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	1,650,000.00	1,789,936.50	
		DNB NOR BOLIGKRE 2.75%	200,000.00	199,334.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 3.375%	3,100,000.00	3,113,795.00	
		DUESSELDORFER HY 1.875%	3,500,000.00	3,469,725.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	4,450,000.00	4,867,009.50	
		FINANCE FOR DANI 2.125%	2,700,000.00	2,703,996.00	
		FMS WERTMANAGEME 2.75%	6,700,000.00	6,653,100.00	
		FOSSM 2011-1X A4	3,200,000.00	3,203,848.00	
		GRAN 2004-1 2A2	216,543.22	210,371.73	
		HMI 2010-1X A4	3,300,000.00	3,323,537.58	
		HSBC COVERED BON 3.375%	2,700,000.00	2,702,106.00	
		IBM CORP 6.625%	1,500,000.00	1,651,350.00	
		ING BANK NV 3.875%	2,000,000.00	1,986,980.00	
		JOHN DEERE BANK 6%	2,350,000.00	2,353,995.00	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	4,700,000.00	4,823,610.00	
		NORDEA BANK AB 2.75%	3,900,000.00	3,810,222.00	
		NORDEA HYPOTEK A 3.5%	3,100,000.00	3,133,883.00	
		PERMM 2011-1X 1A3	5,900,000.00	5,908,946.17	
		ROYAL BK OF SCOT 4.75%	1,600,000.00	1,608,096.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	1,850,000.00	1,882,005.00	
		SMI 2010-1X A2	4,200,000.00	4,236,646.68	
		SPAREBANKEN 1 BO 5%	900,000.00	951,156.00	
		SPAREBANKEN VEST 3.125%	2,300,000.00	2,294,825.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
英ポンド	小計	SWEDBANK HYPOTEK 2%	4,200,000.00	4,138,428.00		
		SWEDISH COVERED 3%	2,900,000.00	2,917,400.00		
		UBS AG LONDON 3.875%	2,500,000.00	2,540,825.00		
		VATTENFALL TREAS 6.75%	1,550,000.00	1,854,575.00		
		WM COVERED BOND 4%	3,800,000.00	3,863,156.00		
	国債証券					275,247,714.13
						(32,203,982,552)
		UK TREASURY 2.25%	1,050,000.00	1,078,129.50		
		UK TREASURY 2.75%	2,390,000.00	2,478,884.10		
		UK TREASURY 3.75%	3,380,000.00	3,542,882.20		
		UK TREASURY 4%	11,500,000.00	12,017,385.00		
		UK TREASURY 4.5%	9,810,000.00	10,432,556.90		
		UK TREASURY 5.25%	930,000.00	972,045.30		
		UK TSY I/L STOCK 1.25%	940,000.00	1,471,238.52		
		UK TSY I/L STOCK 2.5%	3,130,000.00	10,323,960.70		
		社債券	GRAN 2004-2 3A	339,660.90		329,980.56
			PERMM 2006-1 6A1	1,200,000.00		1,173,720.00
			SMI 2009-1 A2	3,100,000.00		3,119,072.44
						46,939,855.22
				(6,154,284,417)		
	スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	33,000,000.00		36,830,970.00
		特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5%	5,350,000.00		5,678,490.00
			KFW 5%	9,000,000.00		9,575,190.00
	小計					52,084,650.00
						(675,017,063)
	デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00		25,790,400.00
			KINGDOM OF DENMARK 5%	27,110,000.00		29,080,897.00
小計				54,871,297.00		
				(860,930,649)		
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	1,700,000.00	1,670,250.00		
	社債券	CAN IMPERIAL BK/ 5.75%	4,800,000.00	4,805,232.00		
小計				6,475,482.00		
				(557,215,225)		
合計				88,239,717,468		
				(65,924,352,958)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 8 銘柄	20.5%	36.1%
	特殊債券 12銘柄	16.9%	
	社債券 51銘柄	62.6%	
カナダドル	国債証券 3 銘柄	100.0%	2.5%
ユーロ	国債証券 28銘柄	48.3%	49.0%
	特殊債券 5 銘柄	18.6%	
	社債券 32銘柄	33.1%	
英ポンド	国債証券 8 銘柄	90.2%	9.3%
	社債券 3 銘柄	9.8%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	70.7%	1.0%
	特殊債券 2 銘柄	29.3%	
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.3%
オーストラリアドル	特殊債券 1 銘柄	25.8%	0.8%
	社債券 1 銘柄	74.2%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

【純資産額計算書】

（2011年6月30日現在）

資産総額	1,804,824,513円
負債総額	773,382円
純資産総額（ - ）	1,804,051,131円
発行済口数	1,654,833,543口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0902円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

純資産額計算書

（2011年6月30日現在）

資産総額	5,300,773,883円
負債総額	2,256,033円
純資産総額（ - ）	5,298,517,850円
発行済口数	5,213,227,771口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0164円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

純資産額計算書

（2011年6月30日現在）

資産総額	29,658,874,785円
負債総額	408,582,086円
純資産総額（ - ）	29,250,292,699円
発行済口数	22,697,000,263口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2887円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

純資産額計算書

（2011年6月30日現在）

資産総額	89,874,196,867円
負債総額	788,508,862円
純資産総額（ - ）	89,085,688,005円
発行済口数	60,492,567,680口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4727円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

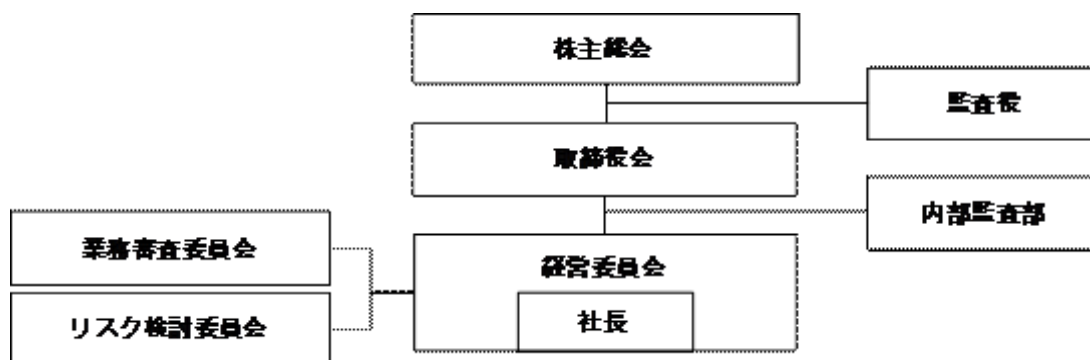
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近 5 年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役の専権事項を除きます。）。

委託会社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、経営委員会に直属し、委託会社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。

リスク検討委員会は、経営委員会に直属し、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2011年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	98	1,169,006,652,601
合計	98	1,169,006,652,601

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第16期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第15期 （平成22年 3 月31日現在）			第16期 （平成23年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			18,045,296			5,260,116	
有価証券			-			11,996,812	
支払委託金			25			26	
収益分配金		25			26		
前払費用			23,056			12,310	
未収委託者報酬			1,299,989			1,179,339	
未収運用受託報酬			1,029,794			974,480	
未収収益	* 1		216,482			503,943	
立替金	* 1		119,660			84,372	
繰延税金資産			628,311			441,173	
流動資産計			21,362,618	88.8		20,452,575	87.7
固定資産							
無形固定資産			133,885			133,057	
ソフトウェア		133,190			132,362		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,549,148			2,748,369	
投資有価証券		1,080,100			1,087,459		
繰延税金資産		1,457,997			1,636,928		
その他の投資等		11,050			23,981		
固定資産計			2,683,034	11.2		2,881,426	12.3
資産合計			24,045,652	100.0		23,334,002	100.0

期別		第15期 （平成22年 3 月31日現在）			第16期 （平成23年 3 月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			376			305	
未払金			543,981			500,286	
未払収益分配金		99			125		
未払償還金		72			72		
未払手数料		543,810			500,088		
未払費用	* 1		2,117,352			2,176,374	
役員賞与引当金			18,623			-	
未払法人税等			889,617			629,052	
未払消費税等			64,891			32,752	
流動負債計			3,634,842	15.1		3,338,771	14.3
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,004,509			3,631,711	
役員退職慰労引当金			875,845			875,845	
その他固定負債			6,843			650	
固定負債計			3,887,197	16.2		4,508,207	19.3
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			0	
特別法上の準備金計			0	0.0		0	0.0
負債合計			7,522,041	31.3		7,846,979	33.6

有価証券報告書（内国投）

期別		第15期 （平成22年 3 月31日現在）			第16期 （平成23年 3 月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			15,600,864			14,559,911	
その他利益剰余金		15,600,864			14,559,911		
繰越利益剰余金		15,600,864			14,559,911		
株主資本合計			16,480,864	68.5		15,439,911	66.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		42,747			47,111		
評価・換算差額等合計			42,747	0.2		47,111	0.2
純資産合計			16,523,611	68.7		15,487,022	66.4
負債・純資産合計			24,045,652	100.0		23,334,002	100.0

期別			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			第16期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			11,932,945			11,155,324	
		運用受託報酬	* 2		5,861,079			6,524,566	
		その他営業収益	* 2		2,767,961			5,720,903	
		営業収益計			20,561,986	100.0		23,400,795	100.0
		営業費用							
		支払手数料			5,839,252			5,811,677	
		広告宣伝費			48,305			77,931	
		調査費			3,125,052			4,138,815	
		調査費		2			0		
		委託調査費	* 2	3,125,049			4,138,814		
		委託計算費			234,639			200,594	
		営業雑経費			454,971			435,984	
		通信費		194,331			247,413		
		印刷費		235,354			160,208		
		協会費		25,285			28,362		
		営業費用計			9,702,221	47.2		10,665,004	45.6
		一般管理費							
		給料			7,513,406			7,651,162	
		役員報酬		321,315			161,011		
		給料・手当		2,324,836			3,004,836		
		賞与		1,453,569			1,029,476		
		株式従業員報酬	* 1,2	807,365			778,541		
		その他の報酬		2,606,320			2,677,296		
		交際費			37,321			39,406	
		寄付金			11,957			44,518	
		旅費交通費			169,402			217,421	
		租税公課			45,811			47,335	
		不動産賃借料			429,868			576,617	
		退職給付費用			895,133			811,570	
		役員退職慰労引当金繰入額			111,599			-	
		役員賞与引当金繰入額			92,128			-	
		固定資産減価償却費			58,772			49,760	
事務委託費			305,372			313,451			
諸経費			425,057			455,198			
一般管理費計			10,095,832	49.1		10,206,444	43.6		
	営業利益			763,933	3.7		2,529,346	10.8	

有価証券報告書（内国投

期別			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			第16期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		為替差益			29,994			16,136	
		受取利息			38,635			21,964	
		投資有価証券売却益			60,336			-	
		株式従業員報酬	* 1,2		-			55,488	
		雑益			500			165	
		営業外収益計			129,466	0.6		93,755	0.4
		営業外費用							
		支払利息	* 2		70			-	
		株式従業員報酬	* 1,2		558,478			-	
		雑損			7			0	
		営業外費用計			558,555	2.7		0	0.0
経常利益					334,843	1.6		2,623,101	11.2

有価証券報告書（内国投資）

期別		第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			第16期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	過年度株式従業員報酬 修正益			112,791			-	
	特別利益計			112,791	0.5		-	0.0
	特別損失							
	特別損失計			-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益				447,635	2.2		2,623,101	11.2
法人税、住民税及び事業税				1,036,224	5.0		1,158,841	5.0
法人税等調整額				638,958	3.1		5,213	0.0
当期純利益				50,369	0.2		1,459,046	6.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第15期
（自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
事業年度中の変動額									
当期純利益				50,369	50,369	50,369			50,369
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	23,915	23,915	23,915
事業年度中の変動額合計	-	-	-	50,369	50,369	50,369	23,915	23,915	74,284
平成22年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611

第16期
（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成22年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				2,500,000	2,500,000	2,500,000			2,500,000
当期純利益				1,459,046	1,459,046	1,459,046			1,459,046
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							4,364	4,364	4,364
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,040,953	1,040,953	1,040,953	4,364	4,364	1,036,588
平成23年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022

重要な会計方針

区分	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。	----- (1) 役員退職慰労引当金 同左 (2) 貸倒引当金 同左 (3) 金融商品取引責任準備金 同左

区分	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

第15期 （平成22年3月31日現在）	第16期 （平成23年3月31日現在）
* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。	* 1 関係会社項目 同左
流動資産	流動資産
未収収益 156,637千円	未収収益 138,806千円
立替金 86,046千円	
流動負債	流動負債
未払費用 84,101千円	未払費用 40,141千円
固定負債	固定負債
長期未払費用 241,783千円	長期未払費用 116,408千円

（損益計算書関係）

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬 275,256千円 その他営業収益 2,755,632千円 営業費用 委託調査費 3,125,049千円 株式従業員報酬 108,229千円 営業外費用 株式従業員報酬 175,228千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 1,154,351千円 その他営業収益 5,677,633千円 営業費用 委託調査費 4,138,814千円 株式従業員報酬 119,593千円 営業外収益 株式従業員報酬 124,855千円

（株主資本等変動計算書関係）

第15期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第16期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 9 月27日 臨時株主総会	普通株式	2,500,000	390,625	平成22年 9 月30日	平成22年 9 月30日

（リース取引関係）

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

第15期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）

（1）金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金及び未収委託者報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、及び当社が運用を委託される投資信託から受領する委託者報酬を見越計上することにより発生する未収委託者報酬に関して、運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬に関しては、当社が運用する投資信託から受取る報酬金額を回収できなかったケースは無く、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の額が予め社内を設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75％が預金であり、また預金残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,045,296	18,045,296	-
未収委託者報酬	1,299,989	1,299,989	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	18,045,296	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,299,989	-	-	-	-	-

第16期
(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の70%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第16期
（自 平成22年 4 月 1 日
至 平成23年 3 月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年 3 月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,260,116	5,260,116	-
有価証券			
其他有価証券	11,996,812	11,996,812	-
未収委託者報酬	1,179,339	1,179,339	-
未収運用受託報酬	974,480	974,480	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,260,116	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	12,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,179,339	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	974,480	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）					第16期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）				
1．その他有価証券で時価のあるもの					1．その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,080,100	72,073	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,087,459	79,432
2．当事業年度中に売却したその他有価証券					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	11,996,812	11,996,812	-
					2．当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）							
205,415	60,336	-							

（デリバティブ取引関係）

第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第16期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第15期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第16期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費 用負担金相当額を、退職給付費用として計上しており ます。	2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第15期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第16期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																																				
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>542,061 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>69,035</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>17,214</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>628,311</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>小計</td><td>-</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td>628,311</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,106,725</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>356,410</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>24,188</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,487,324</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>29,326</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>29,326</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td>1,457,997 千円</td></tr> </table>	未払費用	542,061 千円	未払事業税	69,035	その他	17,214	小計	628,311	小計	-		628,311	長期未払費用	1,106,725	役員退職慰労引当金	356,410	その他	24,188	小計	1,487,324	その他有価証券評価差額金	29,326	小計	29,326		1,457,997 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>371,686 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>48,985</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>20,502</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>441,173</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>小計</td><td>-</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td>441,173</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,275,508</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>356,412</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>37,328</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,669,249</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>32,321</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>32,321</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td>1,636,928 千円</td></tr> </table>	未払費用	371,686 千円	未払事業税	48,985	その他	20,502	小計	441,173	小計	-		441,173	長期未払費用	1,275,508	役員退職慰労引当金	356,412	その他	37,328	小計	1,669,249	その他有価証券評価差額金	32,321	小計	32,321		1,636,928 千円
未払費用	542,061 千円																																																				
未払事業税	69,035																																																				
その他	17,214																																																				
小計	628,311																																																				
小計	-																																																				
	628,311																																																				
長期未払費用	1,106,725																																																				
役員退職慰労引当金	356,410																																																				
その他	24,188																																																				
小計	1,487,324																																																				
その他有価証券評価差額金	29,326																																																				
小計	29,326																																																				
	1,457,997 千円																																																				
未払費用	371,686 千円																																																				
未払事業税	48,985																																																				
その他	20,502																																																				
小計	441,173																																																				
小計	-																																																				
	441,173																																																				
長期未払費用	1,275,508																																																				
役員退職慰労引当金	356,412																																																				
その他	37,328																																																				
小計	1,669,249																																																				
その他有価証券評価差額金	32,321																																																				
小計	32,321																																																				
	1,636,928 千円																																																				
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>49.38</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.33</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>88.75 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	49.38	その他	1.33	税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.75 %	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																										
法定実効税率	40.69 %																																																				
（調整）																																																					
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	49.38																																																				
その他	1.33																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	88.75 %																																																				
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																																				
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。																																																				

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,155,324	6,524,566	5,720,903	23,400,795

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
20,628,449	2,772,345	23,400,795

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第15期

(自 平成21年 4 月 1 日

至 平成22年 3 月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	営業費用及び一般管理費（注1）	108,229	未払費用	84,101
							株式従業員報酬（注1）	175,228	長期末払費用	241,783
									立替金	86,046
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	206 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬（注2）	275,256		
							その他営業収益（注2）	2,755,632	未収収益	156,637
							委託調査費の支払（注2）	3,125,049		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注 2) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第15期
(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	業務委託 役員の兼 任	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 有価証券の償 還 受取利息	198,634 2,511,001 5,000,000 958	未払手数 料 未払費用 立替金	23,069 362,141 1,398
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港 区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費等 の負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 6,525,884 361,419	未払費用 立替金 長期未払 費用	1,121,537 30,417 2,899,556
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バンク ・USA	アメリカ 合衆国ユ タ州	2 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	受取利息	958	現金・預 金	876,973
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラテ ジー・LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	69 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	運用受託報酬 （注3）	2,031,894	未収収益	59,844
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・グロー バル・サー ビス・リ ミテッド	ケイマン 諸島	21 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	従業員出 向受入	出向者に関 する人件費等 の負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 100,709 19,604	未払費用 長期未払 費用	136,305 3,202

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

（注3）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第16期
（自 平成22年 4 月 1 日
至 平成23年 3 月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	営業費用及び一般管理費（注1）	119,593	未払費用	40,141
							株式従業員報酬（注1）	124,855	長期未払費用	116,408
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	22 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬（注2）	1,154,351	未収収益	138,806
							その他営業収益（注2）	5,677,633		
							委託調査費の支払（注2）	4,138,814		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第16期
（自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券 の購入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 受取利息	149,454 2,565,003 21,114	未払手数料 未払費用 有価証券 立替金	17,326 474,311 11,996,812 38
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金（注2） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	7,056,607 11,019	未払費用 立替金 長期未払費用	862,578 43,759 3,791,077
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	41 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,617,993	未収収益	365,104
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド	ケイマン 諸島	33 百万ドル	ゴールドマン・サックス・グループ人事業務受託	—	従業員出 向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注2） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	434,078 63,231	未払費用 長期未払費用	495,731 43,158

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下G S 2 L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J H、G S 2 Lより行われております。
但し、これらの費用はG S J H、G S 2 Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J H、G S 2 Lに対する債務として処理しております。

（注3）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第15期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）		第16期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,581,814円32銭	１株当たり純資産額	2,419,847円31銭
１株当たり当期純利益金額	7,870円26銭	１株当たり当期純利益金額	227,976円06銭
損益計算書上の当期純利益	50,369千円	損益計算書上の当期純利益	1,459,046千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	50,369千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,459,046千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2010年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	1,695千米ドル ^{*1} (138百万円) 1米ドル=81.49円)	GSAMロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	298.2百万米ドル (24,301百万円) 1米ドル=81.49円)	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

*1 2009年12月末日現在

(2) 受託銀行

(2011年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2011年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークは本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A M ニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2011年3月4日	有価証券報告書
2011年3月4日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年 1 月19日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）の平成22年6月8日から平成22年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）の平成22年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 1 月19日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村SMA向け）の平成22年6月8日から平成22年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村SMA向け）の平成22年12月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 7 月13日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）の平成22年12月8日から平成23年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村 S M A 向け）の平成23年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 7 月13日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）の平成22年12月8日から平成23年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村 S M A 向け）の平成23年6月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。